
学生教育研究災害傷害保険(学研災) 説明会

令和7(2025)年度



公益財団法人 日本国際教育支援協会
Japan Educational Exchanges and Services

目 次

1. 制度の概要	
創設の目的と経緯	2
学校／協会／保険会社の役割	4
学研災の補償の全体像	5
学生教育研究災害傷害保険(略称:学研災)	6
学研災付帯賠償責任保険(略称:付帯賠責)	8
2. 事務手続きについて	
事務で使用するシステム	10
加入形態について	12
加入の手続きについて	13
異動の手続きについて	14
事故時の手続きについて	15
SkettBookについて	17
3. 学研災付帯の各保険について	
学研災付帯学生生活総合保険(略称:付帯学総)	18
外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(略称:インバウンド付帯学総)	21
学研災付帯海外留学保険(略称:付帯海学)	23
各付帯保険の事務手続きについて	26
付帯保険 Q & A	32
4. 今後の改定・変更について(まとめ)	37

1. 制度の概要

創設の目的と経緯

学生教育研究災害傷害保険とは、大学生が教育研究活動中に被った災害に対し必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実に資することを目的としています。

全国規模の互助共済的な災害補償制度について、大学関係者からの強い要望に応える形で創設された制度です。

昭和45年10月　日本学術会議が、内閣総理大臣宛「大学院生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について」勧告提出

昭和49年6月　国立大学協会が、文部大臣宛「正課中における学生の災害事故対策について」要望書提出

昭和50年8月　文部省設置「学生の教育研究災害補償制度に関する調査研究会」が最終報告を公表

昭和51年1月　学生教育研究災害傷害保険の特約書（保険約款）を大蔵省が認可

昭和51年4月　財団法人学徒援護会が学生教育研究災害傷害保険の制度運営を開始

【創設の経緯】

昭和40年代の大学進学者の増加に伴い、実験実習・体育等の教育研究中における大学生の災害事故が急増しました。当時、高等専門学校以下の学校については、学校管理下における事故等について、日本学校安全会法（当時）に基づく医療費等の給付が行われていましたが、大学にはこのような制度がなく、全国規模の統一的補償制度を望む声が大学関係者の間から多く出されました。

このような流れの中で、昭和45年10月、日本学術会議により、「大学院生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について」の勧告が内閣総理大臣あてになされ、また昭和49年6月に国立大学協会が文部大臣あてに「正課中における学生の災害事故対策について」の要望書を提出しました。このような状況において、文部省は「学生の教育研究災害補償制度に関する調査研究会」を設置、アンケート調査等を実施して、昭和50年8月15日に具体的な対策案を最終報告として取りまとめました。

この結果を受け、教育研究活動中の事故を補償するため、（財）学徒援護会（当時）が保険契約者となり、賛助会員大学に在籍する学生を被保険者とし、複数の国内損保会社と保険契約を結ぶ方式による保険約款が昭和51年1月に大蔵省（当時）より認可され、昭和51年4月より本制度がスタートしました。

【学研災の特徴】

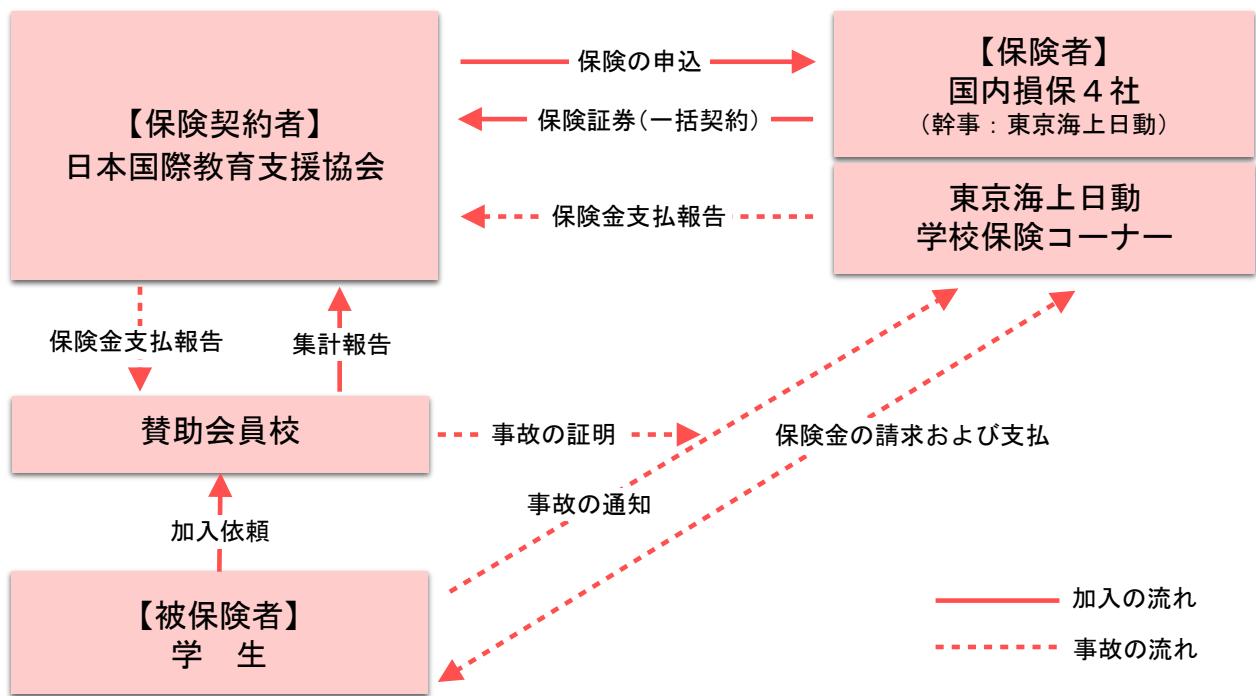
- ✓ 大学による事務のご協力を前提とし、大多数の大学が賛助会員となることで、低廉な保険料で充実した補償を学生に対して提供しています。
- ✓ 修学環境の変化等に合わせて補償範囲の拡大および内容の充実が図られています。

学研災は、現在多くの大学で、リスク管理のための重要な施策の一つとして位置づけられています。令和7年3月末では、全国の大学・短期大学・高等専門学校の約91%が賛助会員校となり、約284万人の学生が加入する高等教育機関の学生のための標準的な保険制度となっています。

【創設以来の主な改定】

年 度	内 容
昭和 51(1976)年	【学 研 災】学生教育研究災害傷害保険を創設
昭和 53(1978)年	【学 研 災】保険金増額等の改定
昭和 55(1980)年	【学 研 災】学校施設内課外活動中の傷害を補償範囲に追加
昭和 58(1983)年	【学 研 災】学校施設内休憩中、学校施設外課外活動中の傷害を補償範囲に追加
平成 3(1991)年	【学 研 災】文科系、理工・体育系の保険料不均衡是正他による保険料の改定
平成 5(1993)年	【学 研 災】Aタイプ（死亡保険金最高2,000万円）を新設
平成 8(1996)年	【学 研 災】通学中等傷害危険担保特約を新設
平成 10(1998)年	【付帯賠責】インターナシップ・教職資格活動等賠償責任保険を新設
平成 12(2000)年	【付帯賠責】学生教育研究賠償責任保険を新設
平成 14(2002)年	【付帯賠責】医学生教育研究賠償責任保険を新設
平成 17(2005)年	【付帯賠責】法科大学院生教育研究賠償責任保険を新設
平成 18(2006)年	【付帯賠責】10月保険始期の取扱開始 【付帯学総】学研災付帯学生生活総合保険を新設（国立大学7校を対象に先行募集実施）
平成 19(2007)年	【付帯学総】全国募集開始
平成 20(2008)年	【付帯賠責】保険料の改定、海外での事故を補償範囲に追加（法科大学院生教育研究賠償責任保険を除く） 【付帯学総】損害保険料率算出機構の傷害保険における参考純率改定に伴う保険料の改定、加入者数が1万人を超える場合割引30%を適用
平成 21(2009)年	【付帯賠責】法科大学院生教育研究賠償責任保険の保険料の改定、海外での事故を補償範囲に追加
平成 23(2011)年	【学 研 災】保険料の改定、文科・理工・体育系の区分撤廃、通学中等傷害危険担保特約の保険料の改定、医療保険金支払日数を改定、接触感染予防保険金支払特約を新設 【付帯学総】損害保険料率算出機構の傷害保険における参考純率改定に伴う保険料の改定、疾病学資費用を補償範囲に追加
平成 24(2012)年	【学研災・付帯賠責】9月保険始期の取扱開始 【付帯学総】傷害学資費用・疾病学資費用に保険金額50万円コースを追加
平成 25(2013)年	【付帯学総】天災危険担保特約を補償範囲に追加
平成 26(2014)年	【学研災・付帯学総】損害保険料率算出機構の傷害保険標準約款・参考純率改定に伴う約款の改定
平成 27(2015)年	【付帯賠責】法科大学院生教育研究賠償責任保険の保険料の改定 【付帯学総】賠償責任保険に示談交渉サービスを追加 【付帯海学】学研災付帯海外留学保険を新設
平成 28(2016)年	【付帯海学】保険料割引率の拡大
平成 29(2017)年	【インバウンド付帯学総】外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険を新設 【付帯学総・インバウンド付帯学総】保険約款を「こども総合保険」から「総合生活保険」に変更 【付帯海学】保険料割引率の拡大
平成 30(2018)年	【学 研 災】学校施設内の補償範囲を拡大 【付帯海学】保険料割引率の拡大及び歯科治療費用担保特約を補償範囲に追加
令和元(2019)年	【付帯学総】薬物免責規定及びギブス等に関する規定の変更・明確化
令和 2(2020)年	【学研災・付帯賠責】高等専門学校加入に伴う約款の改定 【付帯海学】航空機寄託手荷物遅延等費用担保特約及び航空機遅延費用担保特約の保険金額の改定
令和 3(2021)年	【学 研 災】みなし通院約款の改定（対象となる傷害・部位の拡大、ギブス等の定義の明確化） 【付帯賠責】法科大学院生教育研究賠償責任保険の対象者に学部法曹コースを追加
令和 8(2026)年	【学 研 災】通学中等傷害危険担保特約の補償範囲の改定

1. 制度の概要



本協会

保険契約者として、学生の加入を取りまとめて保険の申込み等を行います。

学校

本制度の賛助会員として、学校における加入学生を取りまとめ、本協会への加入者集計報告・名簿の提出及び保険料の送金を行います。また、加入学生のけが等により保険金請求が行われる際、事故証明を行います。

学生

被保険者として、けがをした時などに事故の通知及び保険金請求を行い、必要な給付を受けます。

引受保険会社

保険者として、本協会からの保険申込を損害保険会社4社共同で引き受け、事故の場合に学生に対し保険金を支払います。幹事会社は東京海上日動火災保険株式会社で、加入・事故対応の事務に関し、他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、共同保険契約においては、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の権利を有し、義務を負います。(付帯賠責のLコースについては、幹事会社による単独引受)

学研災の補償の全体像

1. 制度の概要

学研災をベース
に、手厚い補償
を上乗せで追加
できます

学校管理・承認外の活動の事故も補償（24時間補償）

付帯学総／インバウンド付帯学総

- ✓ 病気の治療
- ✓ 救援者費用
- ✓ 育英費用
- ✓ 生活用動産
- ✓ 借家人賠償
- ✓ メディカルアシスト



付帯海学

- ✓ 病気の治療
- ✓ 救援者費用
- ✓ 携行品損害
- ✓ 航空機手荷物・遅延
- ✓ 危機管理支援



正課・学校行事・課外活動や学校施設内での事故を補償

学研災（傷害保険）



- ✓ 正課・学校行事中のけが
- ✓ 課外活動中のけが
- ✓ 学校施設内にいる間のけが

通学特約/接触感染特約



- ✓ 通学・施設間移動中のけが
- ✓ 臨床実習中の事故の接触
- 感染予防措置

付帯賠責



- ✓ 他人に対する法律上の損害補償

学校の皆さんのご協力のもと、低廉な負担で学校管理下の災害補償を実現しています

学生が正課・学校行事・課外活動や学校施設内にいる間に被った災害による自身のけがを補償する傷害保険を軸に、教育研究活動の状況に合わせて次の特約等を付加できます。

通学中等傷害危険担保特約 (通学特約)	通学中: 学生の住居 ⇄ 活動先(大学・実習先・クラブ活動先等) 学校施設等相互間の移動中: 大学 ⇄ 活動先(大学・実習先・課外活動先等)における傷害事故を補償。
接触感染予防保険金支払特約 (接触感染特約)	臨床実習中の接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合、定額を補償。
学研災付帯賠償責任保険 (付帯賠責)	他人にけがを負わせた場合、他の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償。

併せて、学校管理・承認外の活動も補償対象とする次の付帯保険を導入できます。

学研災付帯学生生活総合保険 (付帯学総)	24時間の補償。けが・病気・賠償責任保険、救援者費用がセットされた基本補償に、オプションで感染予防費用・育英費用・学資費用・生活用動産・借家人賠償責任を選択可。 <u>天災危険補償特約</u> が標準で付帯。
外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険 (インバウンド付帯学総)	付帯学総の外国人留学生向け保険。治療費用実費・救援者費用・生活用動産・借家人賠償責任の補償を必要に応じて選択でき、国保加入できない短期留学生も月単位で加入可能。 <u>天災危険補償特約</u> が標準で付帯。
学研災付帯海外留学保険 (付帯海学)	学校が承認した留学に参加する学生のための海外旅行保険。 けが・病気の治療費用、救援費用、傷害・疾病死亡保険金、傷害後遺障害保険金、携行品損害保険金、賠償責任保険がセット。 オプションで航空機寄託手荷物、航空機遅延を選択可。

1. 制度の概要

学生教育研究災害傷害保険 (略称：学研災)

正課中、学校行事中、学校施設内にいる間及び学校施設内・外での課外活動中（クラブ活動中）における傷害事故を補償します。

また、「通学中等傷害危険担保特約（略称「通学特約」）」を付帯することにより、通学中および学校施設等相互間の移動中における傷害事故も補償します。

さらに、「接触感染予防保険金支払特約（略称「接触感染特約」）」を付帯することで、臨床実習中における針刺し事故などによる感染症予防措置に対応できます。



保険料			
区分	昼間部	夜間部	通信教育
普通保険	2,300円	400円	100円
通学特約	1,000円	1,000円	40円
接触感染特約	70円	70円	70円

保険金	補償範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
「正課中」「学校行事中」「学校施設内」「通学中」「学校施設間移動中」「課外活動（クラブ活動）中」「臨床実習中（接触感染特約）」	「正課中」「学校行事中」	2,000万円	120万円～3,000万円	治療日数1日以上3千円～30万円	1日につき4,000円
	「学校施設内」「通学中」「学校施設間移動中」	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数4日以上6千円～30万円	
	「課外活動（クラブ活動）中」	1,000万円	60万円～1,500万円	治療日数14日以上3万円～30万円	
	「臨床実習中（接触感染特約）」			1事故につき15,000円	

上記は、Aタイプ、4年間加入の保険料及び補償内容です。

標準的なタイプは上記 A タイプですが、昼間部保険料が 1,900 円、死亡保険金最高額が 1,200 万円の B タイプも選択可能で、いずれのタイプも、けが等の際の医療保険金に差はありませんが、死亡保険金・後遺障害保険金の限度額が大きく変わりますのでご注意ください。

(1) 保険料(令和 7 年 4 月 1 日現在)

A タイプ(死亡保険金最高 2,000 万円) 4 年間の例(通信教育は 6 年間)

区分	昼間部	夜間部	通信教育
普通保険	2,300 円	400 円	100 円
通学特約	1,000 円	1,000 円	40 円
接触感染特約	70 円	70 円	70 円

B タイプ(死亡保険金最高 1,200 万円) 4 年間の例(通信教育は 6 年間)

区分	昼間部	夜間部	通信教育
普通保険	1,900 円	350 円	100 円
通学特約	750 円	750 円	30 円
接触感染特約	70 円	70 円	70 円

(2) 保険金(令和 7 年 4 月 1 日現在)

A タイプ(死亡保険金最高 2,000 万円)

補償範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
「正課中」、「学校行事中」	2,000 万円	120 万円～3,000 万円	治療日数 1 日以上対象3,000 円～30 万円	1 日につき4,000 円
「課外活動（クラブ活動）を行っている間以外で学校施設内にいる間、通学特約加入者の通学中、学校施設等相互間の移動中」	1,000 万円	60 万円～1,500 万円	治療日数 4 日以上対象6,000 円～30 万円	
「学校施設内外を問わず、課外活動（クラブ活動）を行っている間」	1,000 万円	60 万円～1,500 万円	治療日数 14 日以上対象3 万円～30 万円	

Bタイプ(死亡保険金最高 1,200 万円)

補償範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
「正課中」、「学校行事中」	1,200 万円	72 万円～ 1,800 万円	治療日数 1 日以上対象 3,000 円～30 万円	1 日につき 4,000 円
「課外活動(クラブ活動)を行っている間以外で学校施設内にいる間、通学特約加入者の通学中、学校施設等相互間の移動中」	600 万円	36 万円～ 900 万円	治療日数 4 日以上対象 6,000 円～30 万円	
「学校施設内外を問わず、課外活動(クラブ活動)を行っている間」	600 万円	36 万円～ 900 万円	治療日数 14 日以上対象 3 万円～30 万円	

接触感染予防保険金

補償範囲	支払保険金
「臨床実習中」	1 事故につき 15,000 円

【改定の予定】

- 令和8年度、保険料・保険金額ともに改定はありません。
- 令和8年4月加入者から、通学特約における通学の起点・終点の「住居等」について、勤務先を含むものとして補償対象となります。(現行は社会人入試で入学した学生の勤務先のみが「住居等」のみなし対象)

- ✓ 国内の事故だけでなく、海外での事故も補償対象です。
- ✓ 正課・学校行事として各学校の判断で位置付けた活動は、単位の有無やアルバイト謝金等対価の有無にかかわらず補償対象となります。
- ✓ 犬・猫・蛇等にかまれた! 蜂に刺された! 場合やウルシで皮膚がかぶれた場合も補償対象です。
- ✓ 学校が禁止していない交通手段を利用中の事故での自身のけがについては、自動車・バイク等運転者として他の保険に加入している場合も、重ねて学研災から補償を受けることができます。なお、通学中・施設間移動中は「通学特約」加入が必要です。
- ✓ 熱中症・食中毒も対象です。
- ✓ 病気や持病が原因のけがは補償の対象外です。
- ✓ 1日に複数の病院に通院しても治療日数は1日とカウントします。

ちょこっとポイント (学研災編)



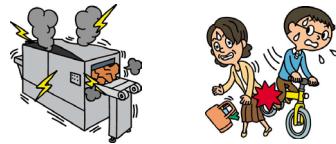
天災とボランティアについてのまとめ(学研災・付帯賠責)

- ✓ 正課または学校行事として震災の被災地でボランティア活動をする場合、学研災・付帯賠責とも補償対象となります。一方、その活動中に発生した地震、噴火、津波に直接起因する事故は原則対象外です。例えば、被災地で瓦礫を片付けていた際にけがをした、という場合は補償対象となり、活動中に余震が発生、窓ガラスが割れてけがをしたといった場合は補償の対象外となります。なお、学校管理下の活動として火山等自然事象の研究・観測活動に従事している場合は、天災に起因するけが等であっても補償対象となります。
- ✓ 平時にボランティア活動を目的としない承認サークルがボランティア活動に参加する場合でも、該当のボランティア活動を「正課」または「学校行事」と認める場合補償対象となります。
- ✓ 付帯学総、インバウンド付帯学総は、天災危険補償特約が標準で付帯しています。これにより活動中の余震・津波等による二次被害にも対応できること、活動が学校管理下として扱うものか判断が難しいケースにも対応できること、また病気についての補償も含むことから感染症等のリスクにも対応でき、学生の補償に万全を期すことができます。

1. 制度の概要

学研災付帯賠償責任保険 (略称：付帯賠責)

正課中、学校行事中、課外活動中またはその往復で、他人にけがを負わせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償します。



保険料および保険金

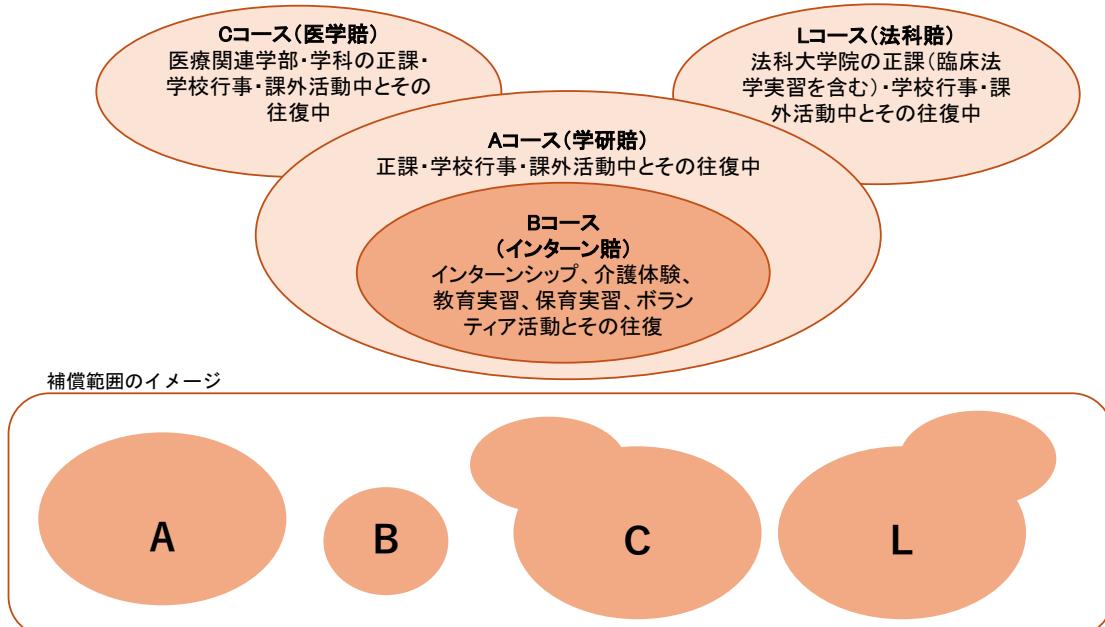
区分	Aコース	Bコース	Cコース	Lコース
	学生教育研究賠償責任保険 (略称「学研賠」)	インターンシップ・ 教職資格活動等賠償責任保険 (略称「インターン賠」)	医学生教育研究 賠償責任保険 (略称「医学賠」)	法科大学院生教育研究 賠償責任保険 (略称「法科賠」)
対象となる活動範囲	正課中、学校行事中、課外活動中およびその往復	正課、学校行事または課外活動に位置づけられるインターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習・ボランティア活動およびその往復	医療関連学部・学科の正課中、学校行事中、課外活動中およびその往復	対人・対物賠償:法科大学院等(法曹コースを含む)の正課中、学校行事中、課外活動中およびその往復
支払限度額	対人賠償 対物賠償	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円 免責金額(自己負担額)0円		
	人格権侵害補償	—		損害賠償請求者 1名当たり 1,000万円 免責金額(自己負担額)0円
保険料 (1年間)	340 円	210 円	500 円	1,640 円

【コースの選択】

標準的なコースは、一般の学部・学科:Aコース、医療関連学部:Cコース、法科大学院等:Lコースとなります。

Aコースは、正課中、学校行事中、課外活動中及びその往復での事故を補償、Bコースは、Aコース内のインターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習・ボランティア活動及びその往復のみに補償範囲が限定されます。また、Bコースでのインターンシップは就業体験があるもののみが対象です。Bコースは実習等特定の活動に的を絞ってカバーする場合の選択肢のため、「授業中に学内の機材を破損させた」等は補償の対象外となることに留意ください。

対象となる活動範囲【図解】



(A コースでは補償対象になるが、B コースでは補償対象外になる例)

- 授業に参加するために寮から学校へ自転車で向かっている間に歩行者にぶつかり、けがを負わせた。
- 授業で実験中、使用していた高額な機器を破損させた。

【「課外活動」の範囲の違い】

学研災(傷害保険)と付帯賠責で、「課外活動」の定義が異なることにご注意ください。

学研災(傷害保険)	付帯賠責
学校の規則等に則って承認を受けた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動	学校の規則等に則って承認を受けた <u>インターンシップ・ボランティア活動</u> 目的とした学内学生団体の管理下で行う <u>インターンシップまたはボランティア活動</u>

【インターンシップ】

- 学研災・付帯賠責におけるインターンシップとは、広く「就業体験」のことを指します。
- インターンシップ先で学生が個人情報を漏えいした場合、付帯賠責 A～C コースでは補償の対象となりません。しかし、学生個人が法律上の損害賠償責任を負うことは極めて限定的で、一般的には企業が責任を負うことになります。
- 医療関連実習および薬学教育実務実習を含むインターンシップは B コースでは対象になりません。特に、薬学部の学生が薬局や薬品会社でインターンシップを行う場合には、A コースに加入していないと補償の対象とならない場合があるので注意が必要です。例えば、薬局での薬の調剤等は「薬学教育実務実習」となり、B コースでは補償の対象外です。一方、薬局での単なる接客などは、B コースでも補償の対象となります。事前に実習内容が薬学・医療実習の範囲外に明確に限定されていない場合は、薬学系の学部は A コース、医学系の学部は C コースを選択してください。

【加入証明書の発行について】

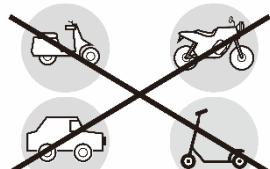
インターンシップ先等に本保険の加入証明書の提出を求められる場合は、「学研災 NAVI」に掲載している加入証明書のフォーマットを参考に、各学校で加入証明書を発行してください。フォーマットは各学校の事情に応じて適宜変更ください。加入コース・年度ごとの証券番号も「学研災 NAVI」に掲載しています。

【改定の予定】

- 令和8年度、保険料・保険金額ともに改定はありません。

ちょこっとポイント（付帯賠責編）

- 国内の事故だけでなく、海外での事故も補償対象です。
- させた+した
相手にけがをさせた！
相手の物を壊した！失くした！汚した！ 場合、補償されます。
- 各コースは往復中も補償対象です。交通手段は歩く、自転車（電動アシスト自転車を含む）、電車等公共交通機関に限ります。ただし、学校が自転車通学を禁止している場合や原付・バイク・自動車での事故は補償対象外です。
自走する動力を持つものは、公道走行しないパーソナルモビリティや農耕機なども対象外となるので注意が必要です。
- 付帯賠責には、保険会社による示談交渉がセットされていません。示談交渉を希望の場合には、付帯学総への加入をご検討ください。



事務で使用するシステム

2.事務手続きについて

学研災 NAVI

(<https://www.jees.or.jp/gakkensai/daigaku.htm>)



「学研災 NAVI」は、学研災事務ご担当者向けポータルサイトです。最新のお知らせ等を随時更新しておりますので定期的にご覧ください。

- ✓ 学研災事務に使用するシステムへのリンクが集約されています。
- ✓ 事務上必要となる各種様式がダウンロードできます。

学研災管理システム

(<https://www.jees-gsys.jp/>)



「学研災管理システム」は、本協会宛の加入事務手続きを行うためのサイトです。

- ✓ 加入させる学部・コース等の登録、集計報告・異動の申請等は全てオンラインで行えます。

学研災帳票申込サイト

(<https://jees-prt.jp/gakkensai/user>)



「学研災帳票申込サイト」は、学内配付用の印刷物帳票の受注用サイトです。

- ✓ 加入学生に配布する「加入者のしおり」(保険証券の代わりとなる)、制度周知用のチラシ・パンフレット等をお申込みいただけます。(費用はかかりません)

学研災 NAVI

「学研災 NAVI」は学研災事務ご担当者向けポータルサイトです。最新のお知らせ等を随時更新しておりますので定期的にご覧ください。

学研災管理システム

賛助会員校から、本協会宛の加入事務手続きを行うためのサイトです。

【学研災管理システムのアカウント管理について】

学研災管理システムのご利用事務担当者のアカウントは、ログイン後の「事務担当者一覧」から学校において任意に登録・削除が可能です。各事務担当者のログインIDとパスワードは学校において適切に管理願います。担当者が変更となる場合には、あらかじめの新規ユーザー登録等のスムーズな引き継ぎをお願いします。

【送付物の受取可否の設定】

原則、本協会からの送付物は学研災管理システムに登録のある部署宛に送付します。学研災管理システムから送付物受取可否の設定が可能です。送付物が不要な場合は以下の設定をお願いします。

- ①「取扱部署一覧」より「変更」ボタンを押す
- ②「部署への送付物」欄の「不要」にチェックを入れる
- ③「入力内容の確認」をクリックし次の画面で「登録」ボタンを押す

<留意点>

「学研災管理システム」は本制度の基本部分である学研災・付帯賠責の加入・異動事務専用のシステムです。

(付帯制度(付帯学総、インバウンド付帯学総、付帯海学)や SkettBook の手続きは別途)

学研災帳票申込サイト

学生配付用の印刷物帳票の受注サイトです。各種印刷物はこちらからお申込みください。

【学研災帳票申込サイトの利用登録について】

学研災帳票申込サイトを初めて利用する時は「利用登録」ボタンより利用登録願います。

(新規利用登録時に必要な学校コードは学研災管理システムで表示のコードと同じです。学研災管理システムのアカウントと別に利用登録する必要があります。)

【各種帳票の活用について】

加入学生に学研災加入の認識を確実に持っていただき、事故の際に請求を忘れる事の無いよう、特に全員加入の取り扱いとなっている学部の学生に対しては、帳票申込サイトから入手可能なポスターやパンフレットもご活用のうえ、学内での学研災の十分な広報をお願いします。

【加入者のしおりの配付について】

「加入者のしおり」は、原則加入学生全員に配付が必要です。

SkettBook を導入済みの場合、「SkettBook(アプリ)案内用チラシ」を配付いただくことで、加入者のしおりの配付に替えることができます。この場合加入学生には LINE の友だち登録を行い、確実に電子版の加入者のしおりが閲覧できる状態となるよう告知にご協力をお願いします。

【外国語版帳票類】

留学生向けに 4 か国語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語)の外国語版ごあんない及び加入者のしおりをご用意しておりますので、適宜ご利用ください。(法科賠のごあんない及び加入者のしおりは日本語版のみ)

【注文可能な帳票一覧】

- ・ポスター
- ・ごあんない
- ・加入者のしおり
- ・解説(事務ご担当者マニュアル)
- ・学校職員向け制度ご案内パンフレット
- ・保険金請求書
- ・事故通知はがき
- ・SkettBook 案内用チラシ
- ・保険料領収書
- ・本日の説明会資料



【お届けまでの日数について】

注文からおよそ 3 営業日程度にお届けします。10 月や 3 月など注文が集中する時期は、早めにご注文をお願いします。なお、新しい帳票等の申込みを先行して受付している場合、帳票申込サイトのステータス(現在の状態)が「準備中」から「発送できます」に表示が切り替わってからの発送となります。

【令和 8(2026)年度版帳票類】

令和 7 年 11 月より順次発送開始できるよう準備中です。受付・発送可となるスケジュールは帳票ごとに異なります。各帳票の申込受付や発送開始時期は、学研災 NAVI でご案内します。(令和 7(2025)年度版帳票は隨時注文可能です。)

【その他帳票類】

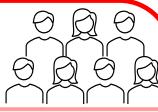
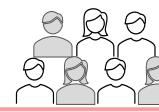
以下の帳票は学研災 NAVI からダウンロードが可能です。※帳票申し込みサイトからは注文できません。

- ・視覚障がい(弱視)のある学生向けの学研災・付帯賠責「ごあんない」(白黒版)
- ・通学中事故証明書
- ・施設間移動中事故証明書
- ・付帯賠責往復事故証明書

加入形態について

2.事務手続きについて

学校は、学生の加入を取りまとめる方法として「全員加入」または「任意加入」を選択できます。本制度の趣旨から、出来る限り全員加入での加入をお願いしています。

	全員加入 	任意加入 
加入形態	原則、大学院の研究科、大学の学部、短期大学及び高等専門学校の学科の1学年以上の加入単位で所属する学生全員を加入させる	学校が個別に学生の申込を受け加入させる
学校機関での決議等	必要	不要
保険始期	保険加入日として決議した日が学生全員の保険始期となる。 (始期は決議日時より遡ることはできません)	学校において申込を受け、保険料を受領した翌日の午前0時
加入者名簿の提出	不要	必要

～ 全員加入のメリット～

① 学校の安全管理責任の観点から…

- 正課中・課外活動中など学校に安全管理責任がある環境下で発生した事故等に際して全ての学生がもれなく補償対象となるので安心です。

② 事務軽減の観点から…

- 加入者名簿のご提出は不要です。加入する学生の氏名や学籍番号、個々の入金日等をご入力いただく必要はありません。
- 事故発生時に個々の学生の加入状況を確認する必要がないため、保険金請求手続がよりスムーズに行われます。

- 4月入学生の加入申請期限は5月20日です。加入手続きが完了していない段階で事故が発生した際には、当該学生の加入状況を個別に照会させていただくことがあります。万が一の際に円滑に事故対応を受けられるよう、申請期限内の加入手続きに可能な限りのご協力をお願いします。
- 全員加入の場合、休学者も加入者に含めて加入計上してください。休学中も補償対象です。

加入の手続きについて

2.事務手続きについて

学研災・付帯賠責に学生を加入させるには、賛助会員校が学研災管理システムにて加入情報を登録後、保険料を本協会に送金いただきます。

学研災・付帯賠責共通

学部情報の登録

- ・加入形態を選択(全員加入・任意加入)
- ・加入タイプ・コースを選択、特約の有無を選択



集計報告、加入者名簿(任意加入のみ)を登録



見積書兼請求書を作成し、提出(加入申請完了)



協会の承認後、見積書兼請求書をダウンロードし、保険料を協会へ送金

手続き完了



【加入手続きの流れ】

- ① 「学部一覧」から学部情報を登録します。(加入形態、加入タイプ・コース、特約の有無を選択)※初回のみ
- ② 「集計報告・名簿 作成/一覧」から集計報告を作成し、任意加入の場合は加入者名簿を作成します。
- ③ 集計報告の登録後、「見積書兼請求書作成」メニューから送金の都合に合わせた組合せで見積書兼請求書を作成し、これを確定します。
- ④ 確定した集計報告(見積書兼請求書単位)は、本協会で確認いたします。承認後に決済に必要な確認番号の入った見積書兼請求書がダウンロードできます。こちらをもとに送金手続きをお願いいたします。

※③の作業をお忘れの方が多いため、ご注意ください。

【加入申請の締切日】

加入申請は原則、加入を受け付けた月の翌月 20 日までを目途にお願いします。事故時に加入確認ができるよう、提出期限内にご提出をお願いします。なお、加入の受付は通年行っていますので、「1名追加する」といった追加申請による補正も可能です。

参考:	4月入学……	5月20日まで
	9月入学……	10月20日まで
	10月入学…	11月20日まで

<留意点>

- ・ 学研災管理システムでは原則 JIS 第一・第二水準の字体を使用してください。旧字体等で文字化けが起こった場合受付できないので、常用漢字、カタカナ、アルファベット等で置き換え願います。
- ・ 加入者名簿のアップロード時、エクセルのセル書式の変更が原因でエラーになることがあります。特にコピー & ペーストする際、セル書式を変更しないようご注意ください。
- ・ 集計報告作成時に日本人と留学生の内訳を入力しますが、この「留学生」は留学の在留資格を持つ外国人留学生を指します。それ以外の者は外国人であっても「日本人」の欄に計上してください。

異動の手続きについて

2.事務手続きについて

加入学生に異動が生じた場合は学研災管理システムにて契約内容変更(異動)の申請を行ってください。特に保険料の返還等を伴うものについては速やかにご対応をお願いします。

<異動の申請が必要な場合>

種別	内容
退学	退学時に保険残期間が1年以上ある場合、年単位で保険料を返還します。
休学※	保険期間中に通算して1年以上の間休学した場合、当該期間に係る保険料を返還します。(手続きは休学期間が終了・復学し期間が確定した後に願います)
コースの変更(付帯賠責)	現在のコースを解約し、新しいコースへの加入手続きをしてください。保険残期間が1年未満の場合、年度途中の解約に伴う保険料の払い戻しはありません。
その他	転部転科、昼夜間等の変更、改姓など

※ 休学中も学研災の保険契約は有効で、万一休学中、学校管理下の活動として面談等で登校する際事故に遭った場合も補償を受けることができます。

【異動手続きの流れ】

- ① 「契約内容変更情報一覧、検索」の「新規作成」から、異動者情報を登録・提出します。
- ② 提出後の手続進捗状況は、「契約内容変更情報一覧、検索」画面のステータスからご確認できます。
- ③ 返還保険料の送金は、月末までに確定した申請について、翌月 24 日着金の日程となります。(24 日が土日祝日の場合は直前の平日)

<留意点>

- ・ 学研災・付帯賠責の保険期間は年単位のため、退学については保険残期間が1年以上ある場合、休学については通算して1年以上の間休学した場合にのみ、補償を受けない期間分の保険料が返還されます。月日単位での返還はありません。
- ・ 複数の保険期間をまたぐ休学は通算できません。(例:1年ごと加入で、1年目後期～2年目前期の間休学等)
- ・ 事故・保険金請求の際に問題が生じないよう、返還を伴う異動手続きについて、退学の場合は退学後、休学の場合はその期間終了後など、実際に返還対象となる期間が明確となってから申請願います。
- ・ 返還先口座は学生個人、学校いずれも指定可能です(但し日本国内の金融機関の口座宛に限ります)。
- ・ 休学中も保険契約は有効で、学校管理下の活動として休学中に面談で登校中に事故に遭った等の場合補償対象となります。なお、元の保険加入期間は自動延長されません。復学後、元の加入期間が満了した際は、必ず残りの在学期間の加入手続きを願います。

事故時の手続きについて

2.事務手続きについて

学研災

付帯賠責

1. 事故通知

学生が学校に事故を報告し、東京海上に事故通知を行う。

SkettBook、はがき、FAX、事故通知システム

電話、FAX

2. 保険金請求書の作成・送付

学校は学生に「保険金請求書類」を渡し、保険加入・事故等の証明を行う。学校または学生が東京海上に書類を郵送する。

SkettBookの場合、学校は学生が申告した事故事実を確認し、東京海上のメールに返信。

3. 保険金支払い

東京海上が保険金を支払い。

4. 保険金支払い報告

協会から「保険金請求書の保険金支払報告書類」を学校に送付。

学生は東京海上から支払通知はがきを受領。
アプリ版SkettBook経由の場合は保険会社から支払完了メールを送信。

東京海上が学生または学校に電話もしくは通知はがきを送付。

【事故時の手続きの流れ】

- ① 学生が学校に事故の報告を行い、学研災・付帯賠責それぞれの方法で東京海上に事故通知を行います。
 - ② 学校は学生に「保険金請求書類」を渡し、保険加入・事故等の証明を行ってください。学校または学生が東京海上に保険金請求書類を郵送してください。
 - ③ 東京海上が保険金支払いを行い、協会が学校に保険金支払報告書類を郵送します。
- ※ SkettBook アプリ導入校と加入学生は、傷害事故について①②を全てアプリ・メールで行えます。

学生が事故に遭った際、当該学生が確実に保険金を請求できるよう、適切なご支援をお願いします。なかには学研災等に加入していることを認識していない学生もいますので、保険金の請求漏れがないよう、日頃から学生に周知を願います。

ちょこっとポイント（新入生事故編）

例年4月・5月は新入生の事故が多く発生しています。新入生によく見られる事故の特徴をまとめましたので、事故防止にお役立てください。

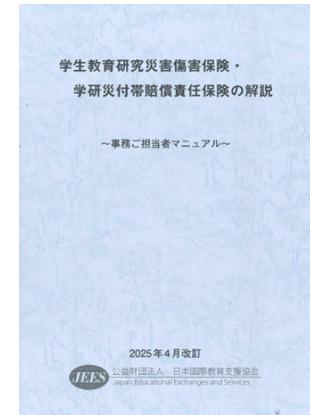
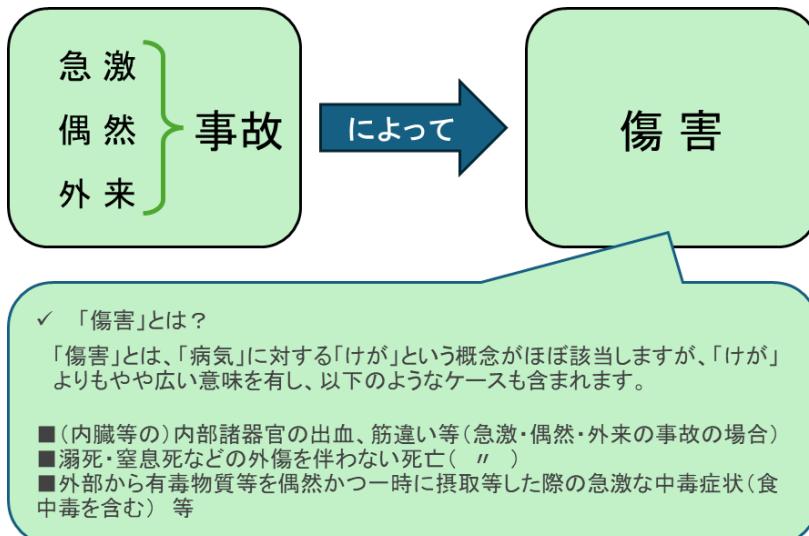
- ✓ 学校施設内の転倒事故（慣れない施設や環境での事故）
- ✓ 体育系の部活動中の事故（スポーツ推薦の学生など気合の入りすぎによる事故）
- ✓ クラブ活動の体験中の事故（体験で新しいスポーツに挑戦する際の事故）
- ✓ 体育実技中の事故（運動不足の学生による骨折などの事故）
- ✓ 新入生歓迎会での事故（新学期に開催される行事中の事故）
- ✓ 通学中の事故（慣れない通学路での交通事故）

事故の事例は資料2の学研災年次報告をご参照ください。



【傷害保険の基本的な考え方】

学研災では「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」が補償対象となります。



【保険金請求時にお問い合わせの多い項目（「事務ご担当者マニュアル」より抜粋）】

問 45 急激かつ偶然な外来の事故とはどういう意味か。

- 答 **急激**：原因から結果に至る過程において、結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。
- 偶然**：原因または結果の発生が、被保険者にとって予知できない状態または非日常的な状態をいいます。
- 外来**：原因の発生が、被保険者の身体に内在するものではなく、身体の外部からの作用であることをいいます。
- 急激、偶然、外来の条件を欠く傷害としては、次のようなものが考えられます。
- ①靴ずれ、②しもやけ、③心臓が弱く注意を要する者が水に飛び込んで心臓麻痺を起こした、④野球のピッチャーが長年に渡る投球により肩を痛めた。

問 55 食中毒は対象となるか。

- 答 本保険で対象となる中毒症状は、教育研究活動中に身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状に限られます（普通保険約款第2条第2項第1号）。
- したがって、急性食中毒（細菌性の食中毒、ウイルス性食中毒を含む。）であれば対象となりますが、継続的に有毒物質を摂取し身体内に蓄積することによって慢性ないし遅発性経過をとるものには対象とはなりません。

問 120 卒業後でも保険金請求ができるのか。

- 答 在学中の事故によるけがであれば補償されます。

問 165 治療の途中でも保険金請求できるか。

- 答 長期入院・通院の場合は治療の途中でご請求いただくことも可能ですが、特別に必要な書類はありませんので、保険金請求書・治療日数が分かる証拠書類を学校保険コーナーにご郵送願います。なお、ご郵送いただく書類には、治療継続中である旨の記載をお願いいたします。

問 166 卒業後も治療が続くが、保険金請求は学校から行うという理解でよいか。

- 答 一度保険金請求されていれば、二回目以降の請求の際には学校証明欄の記入は必要ありませんので、本人から直接保険会社に連絡していただくこともできます。

SkettBook（学研災アプリ）

2.事務手続きについて



SkettBook(学研災アプリ)

学研災加入学生向けサービスで、学研災(傷害事故)の事故通知・保険金請求・「加入者のしおり」配付をスマートフォンで行うことができます。利用提供にあたっては、学校ごとに導入の手続きが必要です。

SkettBook(学研災アプリ)導入によるメリット

- 学研災の事故通知から保険金請求までのペーパーレス化
- 学研災「加入者のしおり」の配付が不要。アプリの案内チラシには、切り離して携帯可能な「学研災加入者カード」が付属

導入時に必要な学校の対応

①学校のメールアドレス登録

(事故証明等連絡用。学校ごとに1つのみ登録可)

②SkettBookの学生への周知

(案内用チラシを提供します)

令和8年1月より、ダウンロード版アプリの提供を終了し、LINE公式アカウント+Webアプリとしてサービスを統合します。

すでに300を超える賛助会員校で導入・ご活用いただいており、事故通知の5割以上がSkettBookで行われています！



【SkettBook(学研災アプリ)について】

SkettBook を導入いただくと、学研災の事故通知から保険金請求まで学生がスマートフォンで手続きを行うことができます。従来の紙を使用した事故通知や保険金請求も引き続きご利用いただけます。

【事務の流れ】

- ① 学研災 NAVI掲載の「学校事務担当者用アドレス登録フォーム」より、学校のメールアドレスを登録。※初回のみ
- ② 学生が SkettBook から事故通知をした翌営業日以降に、東京海上から①で登録したアドレス宛に確認メールが送信されます。学校ご担当者は学生が申告した事故事実を確認のうえ、届いたメールに返信してください。
(学校証明欄は学校ご担当者からのメールの返信を証明書提出に代えさせていただきます。)
- ③ 保険金支払完了後、東京海上より①で登録したアドレス宛に支払い完了メールが送信されます。

【加入者のしおりの配付代替について】

SkettBook を導入した場合、学研災の「加入者のしおり」はアプリ内で閲覧できるため冊子の配付を省略できます。この場合は、案内チラシを配付し LINE の友だち登録の周知徹底をお願いします。案内チラシには切り離して携帯できる「学研災加入者カード」も付いていますので、学生の加入者としての認識を高めるためにもご活用ください。

なお、LINE が利用できない端末環境下で SkettBook を使用する場合、別途 URL を提供しますので上記お問い合わせ先までご連絡ください。

- ✓ 「SkettBook(学研災アプリ)」は本制度の基本部分である学研災専用です。付帯賠責や付帯制度(付帯学総、インバウンド付帯学総、付帯海学)の事故通知手続きは電話・メール等でお願いします。
- ✓ SkettBook では、学研災の加入者のしおりのみ提供中です。付帯賠責は引き続き冊子のしおりを配付願います。

学研災付帯学生生活総合保険 (略称: 付帯学総)

付帯学総は、学研災・付帯賠責の上乗せとして、学研災加入者が任意に加入できる保険です。

学研災では対象外である日常生活中の事故や疾病治療も対象としており、学生生活を幅広く補償します。

付帯学総の賠償責任補償には、示談交渉が自動でセットされているほか、天災危険補償特約を標準付帯しており、地震・津波等の災害に直接起因する事故におけるけが等も補償されます。

3. 学研災付帯の各保険について

補償内容・保険料(例)

*感染予防費用は医療学部生のみ

ご加入タイプ	自宅から通学の学生 一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。			一人暮らしの学生		
	1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度	1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度	1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度	1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度	1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度	1 事故 国内:1億円 国外:1億円 限度
保 険 金 額	1 个人賠償責任 2 死亡・後遺障害 ケガ 3 治療費用(火災・津波) ケガ 3 治療費用(火災・津波) 病気	100万円 治療費用実費 治療費用実費	100万円 治療費用実費 治療費用実費	100万円 治療費用実費 治療費用実費	100万円 治療費用実費 治療費用実費	100万円 治療費用実費 治療費用実費
	4 救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5 感染予防費用	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
	6 育英費用	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	6 傷害学資費用	100万円	100万円	対象外	100万円 100万円	対象外
	7 疾病学資費用	100万円	対象外	対象外	100万円 50万円	対象外
	7 生活用勤産	対象外	対象外	対象外	50万円 50万円	50万円
	8 借家人賠償責任				300万円 300万円	300万円 300万円

保 険 料 (卒業までの一括払)	地震・噴火・津波による ケガや熱中症も補償 天災危険補償特約あり		おすすめ!		おすすめ!	
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
2032年3月卒業予定者 (6年間分保険料)	128,710円	63,790円	53,950円	136,970円	72,050円	62,210円
2031年3月卒業予定者 (5年間分保険料)	101,580円	55,020円	47,960円	108,920円	62,360円	55,300円
2030年3月卒業予定者 (4年間分保険料)	74,410円	43,630円	38,980円	80,400円	49,620円	44,970円
2029年3月卒業予定者 (3年間分保険料)	50,570円	32,680円	29,980円	55,160円	37,270円	34,570円
2028年3月卒業予定者 (2年間分保険料)	30,450円	22,230円	20,980円	33,660円	25,440円	24,190円
2027年3月卒業予定者 (1年間分保険料)	14,450円	12,310円	11,990円	16,290円	14,150円	13,830円

付帯学総

3. 学研災付帯の各保険について

学内で同時にご案内されることが多い他制度との比較

- ✓ 学研災との補償の重複を最小限とした学研災の上乗せ制度で、学校単独では実現が困難なスケールメリットを享受(団体割引▲30%)。
- ✓ けがだけでなく、病気による通院での治療費も1日目から補償可能

各制度同等プラン比較

	付帯学総	制度A	制度B
特徴	✓ 病気の通院治療が1日目から実費補償される ✓ スケールメリットあり/卒業までの一括加入で負担が抑えられている	✓ 学内に店舗があり手続・相談が便利	✓ 感染症対応の補償があり看護系学部にてご案内されることが多い
補償(例・抜粋)			
死亡	100万円(けが) ※学校管理下の事故は学研災で補償(Aタイプ:最大2000万円)	100万円(病気・けが共通)+50万円(事故の場合)	30万円(病気)、475万円(けが)
治療費用	治療費用実費(けが・病気) ※入院(1日目から補償) ※地震・津波等のけがも補償	入院日額 10,000円(けが・病気) 通院日額 2,000円(けが) ※地震・津波等のけがも補償 ※精神疾患受診時1万円(年1回限度)	入院日額5,200円 通院日額4,200円 ※地震・津波等のけがは対象外
個人賠償	1事故1億円限度(国内外) ※示談交渉付(国内のみ)	1事故3億円限度(国内外) ※示談交渉つき(国内のみ)	1事故1億円限度(国内外) ※示談交渉つき
救援者費用	100万円	10万円まで	—
育英費用	100万円	親・扶養者が死亡/重度障害となった場合 50万円(病気・事故) 扶養者が死亡/重度障害となった場合 500万円(事故)	—
保険料(4年間)	38,890円	64,800円	36,000円

【学研災・付帯賠責に加え付帯学総に加入するメリット】

学研災・付帯賠責が正課中、学校行事中、課外活動中等のけがや賠償責任をカバーする一方、付帯学総は日常生活を含めた学生生活を広く補償します。学研災との組合せ制度として有利な条件で以下のメリットを得られます。

- ① 学校管理下の条件に限定なくプライベートを含む 24 時間の事故に対応
- ② けがだけではなく、病気による通院での治療も 1 日目から補償
- ③ 賠償責任補償の示談交渉サービス／天災危険補償特約／医療相談が自動セット
- ④ 扶養者がけが・病気で万が一の状況になった際の学資補償、育英費用補償の選択が可能(オプション)
- ⑤ 下宿生向けの借家人賠償責任補償や生活用動産補償の選択が可能(オプション)
- ⑥ 学校での保険料とりまとめを行わず、学生・保護者が直接保険料を支払う決済方法が提供されている

【加入期間】

原則、入学から卒業まで(入学後の在学期中で加入する場合は加入時点から卒業まで)

【推奨プランについて】

付帯学総は、学校ごとに取扱代理店と打合せの上、募集内容を定め印刷物等を作成します。このため、新規に導入する場合、導入決定から募集開始まで数か月必要となることにご留意ください。なお、その際の導入スケジュールの短縮等のため、令和 8 年度以降入学者向けの推奨プランを設定しています。(現状、推奨プラン以外を採用いただいている学校については、取扱代理店または保険会社より個別にご案内します)。

【改定の予定】

令和8年度は補償内容及び保険料の改定はありません。

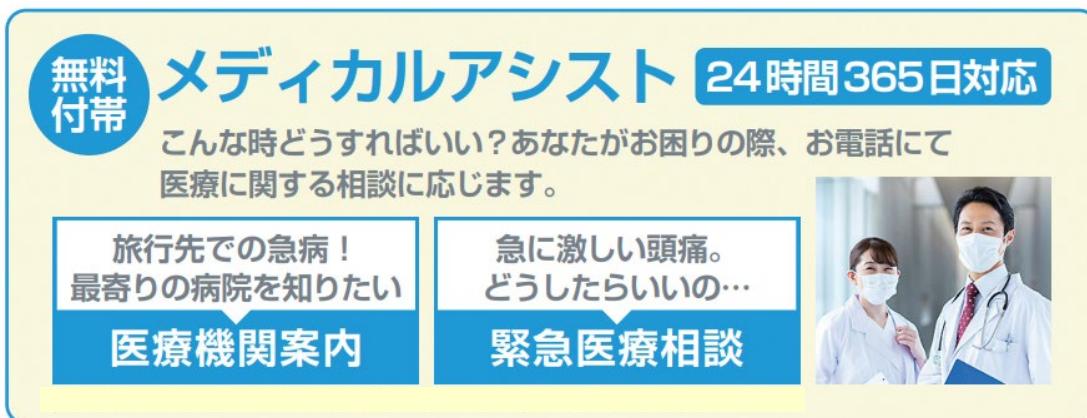
付帯学総

3. 学研災付帯の各保険について

付帯学総加入の学生向け メディカルアシストについて（自動セット・無料付帯）

＜サービス概要＞

- ✓ 24時間365日利用可能な医療相談電話窓口
- ✓ 電話窓口には専門医が常駐しているため、症状に応じた的確なアドバイスが可能
- ✓ 緊急医療相談・予約専門医相談・医療機関案内等のサービスをご提供



付帯学総加入の学生(と保護者)は、以下のメディカルアシストで提供しているサービスをご利用いただけます。

緊急医療相談 ／一般電話健康相談 ／がん専用相談窓口	<ul style="list-style-type: none">臨床経験 5 年以上の経験豊富な看護師が、ファーストコールから応対。看護師では判断が難しい相談の場合、常駐している救急科専門医に相談の上、適切なアドバイスを提供。
予約制専門医相談	<p>大学病院の教授、准教授クラスを中心とした 30 以上の専門科の医師等が在籍しており、学生が聞きしたい傷病に関して、電話一本で専門性の高い医師に相談可能。</p> <p>《予約受付時の流れ》</p> <ol style="list-style-type: none">電話応対する看護師が、学生の症状をヒアリングし、30 以上の専門科の中から、適切な科を選択します。併せて、専門医への相談方法もアドバイスします。専門医と学生のスケジュールを確認し、その場で予約受付を行います。学生に、「予約した日時」と「専用フリーダイヤル」をお伝えします。 <p>《電話相談時の流れ》</p> <ol style="list-style-type: none">学生は、「予約した日時」に「専用フリーダイヤル」に電話をかけてください。学生がかけた電話に、予約した専門医が直接出るので、そのまま相談してください。20 分程度の時間をかけて、十分な相談が可能です。
医療機関案内	<ul style="list-style-type: none">学生のご要望や症状に合わせて、医療機関を幅広くご案内しており、緊急時の相談だけでなく、ご希望される治療等に合わせて医療機関も案内可能。最寄りの医療機関や夜間の救急医療機関等を 24 時間 365 日ご案内します。電話応対は看護師が実施しているため、学生の症状についてアドバイス也可能。
転院・患者移送手配 (実費は自己負担)	<ul style="list-style-type: none">国内の転院や患者移送に関するコーディネート。民間救急車の手配、航空機特殊搭乗手続き、医者間の連携の仲介等を行います。移送時の移動状況をリアルタイムで報告するサービスや、移送時の容態急変による急な病院の変更等にも対応可能。

外国人留学生向け 学研災付帯学生生活総合保険 (略称: インバウンド付帯学総)

インバウンド付帯学総は、学研災に加入中の外国人留学生(インバウンド留学生)が、より安心して日本での留学生活を送れるよう、大学関係者や学生の皆様からのご要望に応えて創設されました。

補償内容は付帯学総と同様、日常生活中の事故やけが・疾病治療、地震・津波等の災害に直接起因する事故におけるけが等が対象となります。また、加入保険期間は実際の留学期間に合わせて柔軟に設定可能です。

制度案内のパンフレットは英語・中国語・韓国語・ベトナム語版を用意しています。

- ✓ 国保加入義務要件に満たない短期留学生向けの保険としても有効です。
- ✓ 留学生の受入環境整備の一環として、万一の事故時に受けられる補償水準を揃えるため、留学生全員加入を選択いただくことをおすすめします。

3. 学研災付帯の各保険について

補償内容・保険料(例)

	留学期間3か月超の留学生用	留学期間3か月以内の留学生用
保険金額	賠償責任	1事故 1億円限度(国内・国外)
	死亡・後遺障害	100万円
	救援者費用	300万円
	治療費用	実費
	傷害定額(入院日額)	5,000円
	(通院日額)	3,000円

保険料	保険期間 1か月まで	2,240円
	3か月まで	4,060円
	6か月まで	8,060円
	1年間	11,500円
	2年間	20,130円
	4年間	37,410円

保険期間は1か月単位で留学期間に合わせて設定できます。



【インバウンド付帯学総に加入するメリット】

- ① 留学期間にあわせ、1か月ごとに加入期間を設定することが可能で、国民健康保険に加入ができない3か月未満滞在の留学生でも加入できる
- ② 学研災との組み合わせにより、▲30%の団体割引が適用されており、学校単独では実現が困難なスケールメリットを享受可能。総合保険ながら外国人留学生を包括的に加入させやすい費用設定となっている
- ③ けがだけでなく、病気による通院での治療も1日目から実費補償される
- ④ 天災危険補償特約が標準付帯(震災・津波等の対応)
- ⑤ 賠償責任保険に示談交渉が自動セットされており、賠償事故の際の留学生担当職員の皆さんの負担軽減につながる
- ⑥ 学生・保護者自身で保険料をお支払いいただく方法と、学校にて保険料を取りまとめてお支払いいただく方法のいずれも対応可能

【改定の予定】

令和8年度は補償内容および保険料の改定はありません。

インバウンド付帯学総

3. 学研災付帯の各保険について

インバウンド留学生向けトータルサポートサービス(TSS-I)について(オプション)

- ✓ 外国人留学生の不安を解消し、大学・担当教職員の皆様の業務や心理的な負担を軽減
- ✓ 医療相談、医療機関検索・予約代行、医療通訳の提供を行います

※TSS-IIは東京海上インターナショナルアシスタンス(INTAC)社が提供するサービスです。



01 利用ケース紹介
「近くに多言語で受診できる病院があるか分からぬ」
「予約を取りたくて電話をしたけど、言葉が通じない」
受診に関する相談受付や病院予約・問合せサポートを多言語でしてくれる

02 利用ケース紹介
「病院に来たけど言葉が通じない」「通訳についてきてほしいと友達には頼みづらい」
医療機関・薬局・保健所等で電話医療通訳を利用可能

03 利用ケース紹介
「緊急入院となり、長期入院になりそうなので一度帰国したい」「本人が亡くなってしまったが遺体を母国に搬送したい」
医療機関・薬局・保健所等での電話医療通訳

ご利用いただくメリット

学校法人

- 手厚いサポートによる留学生や保護者への訴求力アップ
- 病院同行や相談対応などの職員負担削減

留学生

- 早期に気軽に相談・受診できることで重症化を予防
- 万が一の緊急事態発生に備えられる

対応可能言語

英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ミャンマー語、フランス語 etc



一括加入(50名以上)	任意加入
月額料金(人/月別)	980円 1,080円 1,310円 1,750円
対応言語	2言語 英語・中国語 5言語 英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語
対応時間	24時間 365日

【トータルサポートサービス for Inbound(TSS-I)の概要】

東京海上インターナショナルアシスタンス社(INTAC社)提供サービスとなります。

※一部サービスについては業務委託先である Mediphone 社にて対応

<サービス内容>

外国人留学生が医療機関の受診を要する場面において、受診先の案内や予約代行、言語面のサポート等をいたします。

- 平常時対応
 - 日本国内での受診に関する各種相談・質問受付
 - 医療機関に関する情報提供や問合せ・予約サポート/医療機関・薬局・保健所等での電話医療通訳
- 緊急時対応（以下は原則インバウンド付帯学総にて補償可能な場合に限り提供）
 - 入院患者の母国への帰国配
 - 母国へのご遺体搬送/日本国内での火葬および母国へのご遺骨搬送

<料金>

外国人留学生本人のご意向に基づく「任意加入」と、学校にて加入を必須とされる「一括加入」の2通りをご用意しています。なお、「一括加入」をご選択いただいた場合、料金体系は対応言語数に応じて異なります。

すべての対象者に漏れなくご加入いただくことで、学校職員の皆さまの管理負担や対応ロードの削減に繋がりますので、是非「一括加入」でのご利用をご検討ください。

学研災付帯海外留学保険 (略称: 付帯海学)

3. 学研災付帯の各保険について

補償内容・保険料(例)

付帯海学は、海外派遣留学生向けの補償制度で、原則として学校において承認された留学プログラム等の参加学生をまとめて加入対象とする制度です。

付帯海学は、学研災の補償を活かした海外旅行保険となっており、付帯学総・インバウンド付帯学総制度と同様に、全国制度することで本制度採用校全体のスケールメリットを享受できます。

スリムプラン		基本プラン		拡充プラン	
傷害死亡	300万円	傷害死亡	1,000万円	傷害死亡	1,000万円
傷害後遺障害	300万円	傷害後遺障害	1,000万円	傷害後遺障害	1,000万円
治療・救援費用	5,000万円	治療・救援費用	1億円	治療・救援費用	無制限
保険金額		保険金額		保険金額	
疾病死亡	300万円	疾病死亡	1,000万円	疾病死亡	1,000万円
携行品損害	10万円	携行品損害	20万円	携行品損害	20万円
保険料		保険料		保険料	
賠償責任/ 留学生賠償責任	1億円	賠償責任/ 留学生賠償責任	1億円	賠償責任/ 留学生賠償責任	1億円
		航空機寄託手荷物	3万円	航空機寄託手荷物	3万円
		航空機遅延	付帯あり	航空機遅延	付帯あり
保険期間	7日まで	2,520円	保険期間	7日まで	3,710円
保険料		保険料		保険料	
14日まで	4,050円	14日まで	5,310円	14日まで	5,740円
31日まで	6,280円	31日まで	8,220円	31日まで	8,840円
3か月まで	17,530円	3か月まで	21,130円	3か月まで	23,180円
6か月まで	39,550円	6か月まで	46,800円	6か月まで	51,680円
1年まで	83,680円	1年まで	98,330円	1年まで	108,850円

※令和7年度の補償内容・保険料(例)となります。

【付帯海学に加入するメリット】

- ① 学研災との組み合わせにより、▲36.25%の割引が適用されており、学校単独で実現が困難なスケールメリットを享受可能。
- ② 学生・保護者自身で保険料をお支払いいただく方法と、学校にて保険料を取りまとめてお支払いいただく方法のいずれの方式も対応可能
- ③ Web 加入手続きにより、被保険者証はメールで学生に配信されるため、学校での配布は不要(学校のメールアドレスも同報設定可能)。また、海外危機管理サービスを INTAC 社の TSS とする場合、保険料とサービス料の一括決済可能。

【加入対象となる留学】

学校が認定・承認する留学や海外インターンシップ。

(単位認定は必須としませんが、休学等による留学や卒業旅行等私的な海外旅行は対象外です。)

学校もしくは学部等を単位に、保険加入の対象となる留学を事前に学校と保険会社間で確認します。原則、対象とする留学の参加学生全員に保険加入をお願いします。

【保険料表※令和7年6月1日以降用】

種目	補償内容※1	歯科治療費用担保特約 なし			歯科治療費用担保特約 あり		
		スリム プラン	基本 プラン	充実 プラン	スリム プラン	基本 プラン	充実 プラン
海外旅行保険	傷害死亡	300万円	1,000万円	1,000万円	300万円	1,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	300万円	1,000万円	1,000万円	300万円	1,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	5,000万円	1億円	無制限	5,000万円	1億円	無制限
	応急治療救援費用	—	—	—	—	—	—
	疾病死亡	300万円	1,000万円	1,000万円	300万円	1,000万円	1,000万円
	【31日まで】賠償責任保険	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	【31日超】留学生賠償責任保険	—	—	—	10万円	20万円	20万円
	携行品損害	10万円	20万円	20万円	—	3万円	3万円
	航空機寄託手荷物	—	3万円	3万円	—	付帯有り	付帯有り
	航空機遅延	—	付帯有り	付帯有り	30万円	30万円	30万円
	歯科治療費用保険金額	—	—	—	80%	80%	80%
	歯科治療費用縮小割合※2	—	—	—	31日	31日	31日
	歯科治療費用待機期間	—	—	—	770円	1,310円	1,380円
保険期間／保険料	1日まで	770円	1,310円	1,380円	1,110円	1,710円	1,810円
	2日まで	1,110円	1,710円	1,810円	1,410円	2,060円	2,200円
	3日まで	1,410円	2,060円	2,200円	1,670円	2,370円	2,550円
	4日まで	1,670円	2,370円	2,550円	1,980円	2,770円	2,970円
	5日まで	1,980円	2,770円	2,970円	2,270円	3,150円	3,380円
	6日まで	2,270円	3,150円	3,380円	2,520円	3,450円	3,710円
	7日まで	2,520円	3,450円	3,710円	2,750円	3,730円	4,020円
	8日まで	2,750円	3,730円	4,020円	2,970円	4,000円	4,310円
	9日まで	2,970円	4,000円	4,310円	3,190円	4,270円	4,600円
	10日まで	3,190円	4,270円	4,600円	3,420円	4,530円	4,890円
	11日まで	3,420円	4,530円	4,890円	3,640円	4,790円	5,170円
	12日まで	3,640円	4,790円	5,170円	3,860円	5,050円	5,450円
	13日まで	3,860円	5,050円	5,450円	4,050円	5,310円	5,740円
	14日まで	4,050円	5,310円	5,740円	4,250円	5,530円	5,980円
	15日まで	4,250円	5,530円	5,980円	4,530円	5,860円	6,340円
	17日まで	4,530円	5,860円	6,340円	4,940円	6,340円	6,870円
	19日まで	4,940円	6,340円	6,870円	5,350円	6,860円	7,430円
	21日まで	5,350円	6,860円	7,430円	5,590円	7,180円	7,770円
	23日まで	5,590円	7,180円	7,770円	5,800円	7,480円	8,080円
	25日まで	5,800円	7,480円	8,080円	5,980円	7,760円	8,370円
	27日まで	5,980円	7,760円	8,370円	6,140円	8,000円	8,610円
	29日まで	6,140円	8,000円	8,610円	6,280円	8,220円	8,840円
	31日まで	6,280円	8,220円	8,840円	7,530円	9,530円	10,170円
	34日まで	6,720円	8,720円	9,360円	8,760円	10,860円	11,630円
	39日まで	7,710円	9,810円	10,580円	10,420円	12,720円	13,680円
	46日まで	9,110円	11,410円	12,370円	12,310円	14,830円	16,010円
	53日まで	10,760円	13,280円	14,460円	14,590円	17,410円	18,850円
	2か月まで	12,720円	15,540円	16,980円	20,340円	23,940円	25,990円
	3か月まで	17,530円	21,130円	23,180円	28,800円	33,640円	36,650円
	4か月まで	25,000円	29,840円	32,850円	37,180円	43,210円	47,160円
	5か月まで	32,340円	38,370円	42,320円	45,400円	52,650円	57,530円
	6か月まで	39,550円	46,800円	51,680円	53,760円	62,230円	68,040円
	7か月まで	46,870円	55,340円	61,150円	62,090円	71,820円	78,580円
	8か月まで	54,190円	63,920円	70,680円	70,680円	81,660円	89,380円
	9か月まで	61,740円	72,720円	80,440円	79,090円	91,320円	99,990円
	10か月まで	69,140円	81,370円	90,040円	87,280円	100,680円	110,260円
	11か月まで	76,280円	89,680円	99,260円	95,650円	110,300円	120,820円
	1年まで	83,680円	98,330円	108,850円			

※1 補償内容および保険料は一例について概要を記載しております。補償内容及び保険料の詳細は取扱代理店とお打合せください。上表以外に
例えば保険期間31日超の契約に留学生生活用動産特約を付帯し留学のための宿泊・居住施設内に保管中の物を補償対象とすること等可能です。

※2 歯科治療のために負担した歯科医師の診療費、処置費および手術費当の8割を保険金としてお支払いいたします。

3.学研災付帯の各保険について

付帯海学

東京海上日動の付帯海学／海外旅行保険専用の**危機管理サービス**である **採用大学:約200校**
海外留学生トータルサポートサービス(TSS)で、留学生の皆様に安心と安全をお届けします。
※TSSは東京海上インターナショナルアシスタンス(INTAC)社が提供するサービスです(オプション)。

こんなお困りごとは、TSSが解決します！



留学生から日々来る**多様な相談対応**が大変…

保険の使い方を、直接**渡航前の学生に説明**してほしい



過去留学生**トラブルに対処する術**がなく苦労した…

TSSの3つの特徴

① **保険との連動**

- ・全ての相談窓口がTSS専用回線に一本化
- ・保険の事故対応もTSS回線で対応可

② **大学との密な連携**

- ・相談内容は全て大学へ報告、トラブル内容詳細を把握可。必要に応じて一緒に対応。

③ **相談しやすい窓口**

- ・海外経験のあるバイリンガル日本人が対応
- ・LINE電話で問い合わせが可能

TSSのサービス内容

海外生活相談サービス

海外救援サービス

大学支援サービス



料金体系

留学生1人 / 1日あたり

73円 (税込)

付帯海学webシステムと連動した支払い手続きが可能*

入会金・年会費は不要！

* 学生負担の場合のみ。大学負担の場合は請求書払い

【海外留学生トータルサポートサービス(TSS)の概要】

東京海上インターナショナルアシスタンス社(INTAC 社)提供サービスとなります。

<サービス内容>

留学生特有の海外滞在リスクやニーズにお応えするため、海外旅行保険の付帯サービスである医療アシスタンスサービスや、健康電話相談サービス等に加え、以下の3つのサービスをご提供いたします。

① 海外生活相談サービス

学生特有の悩みや、トラブル事案のよろずの相談窓口として、弊社オペレーターが学生に親身に寄り添います。

過去の例: ホームシックで留学がつらい、ホストファミリーとの人間関係の悩み、犯罪被害等

② 海外救援サービス

学生の身に危険が生じた際に、緊急脱出アレンジやガードマン派遣、法的トラブル発生時の弁護士紹介等を実施いたします。

③ 大学支援サービス

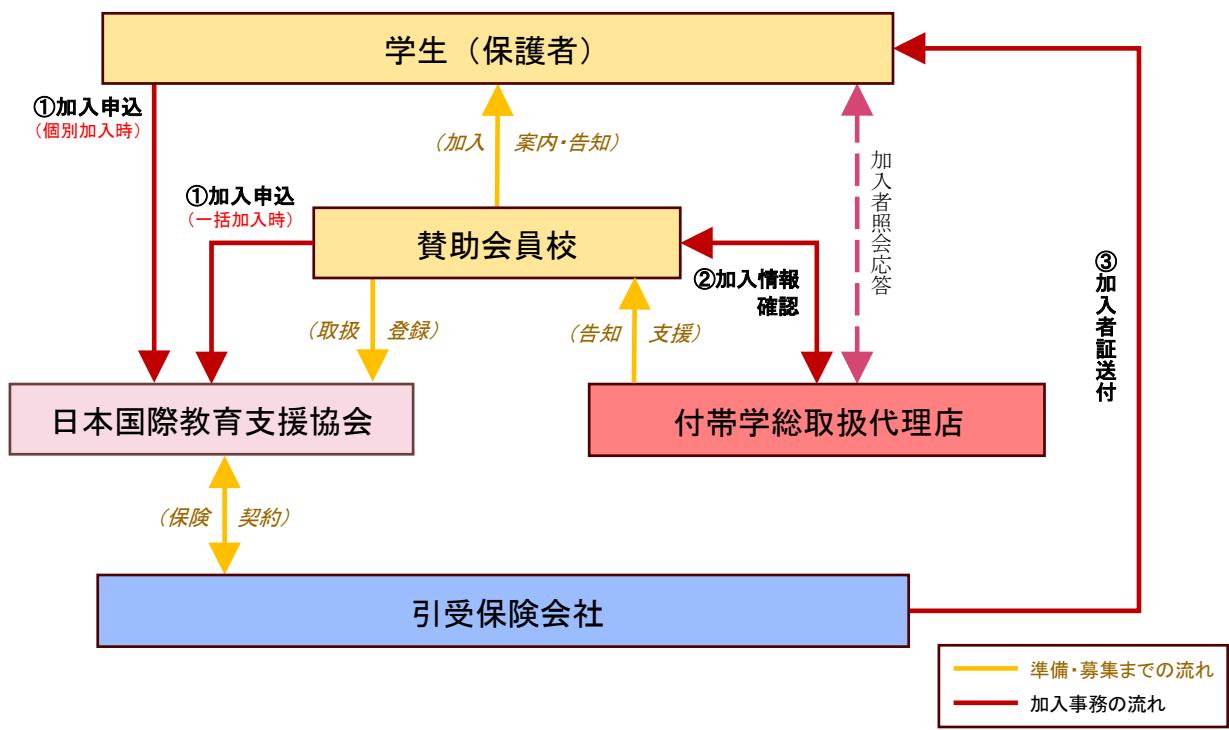
原則、学生からの相談案件全てについて、学校へご報告いたします(情報開示に同意いただけない案件を除く)。

渡航前の学生向けに、オリエンテーションや危機管理セミナーを実施いたします。

各付帯保険の事務手続きについて

付帯学総・インバウンド付帯学総共通

3. 学研災付帯の各保険について



【事務の流れと役割】

賛助会員校

- 事前に本協会あてに付帯学総、インバウンド付帯学総の取扱の登録(初回のみ)
- 学生(保護者)に対して制度の案内・告知
 - 入学案内書類等への募集パンフレット及び学校名の加入推薦文同封にご協力ください。
- 取扱代理店より送付される加入者データの内容・在籍・学研災加入状況確認、確認完了データ返送。(②)
 - 加入者データは、申込内容が確定した時点で取扱代理店より学校宛に隨時送付されます。都度確認をお願いします。

本協会

- 本保険契約者として引受保険会社と保険契約等を取交
- 学生からの加入申込受付と保険料集金(①)

付帯学総取扱代理店

- 学生(保護者)や学校からの照会に応答・対応と、学校送付の加入者データの確認・訂正(②)
 - 加入情報と納入保険料の照合、中途加入・異動・解約等の事務に対応。

引受保険会社

- 加入手続完了後、学生へ加入者証を送付(③)

学生(保護者)

- Web または郵便振込で加入申込・保険料振込手続(①)

【制度導入・募集開始までのながれ】

✓ STEP1：本協会に取扱登録

本協会のHP「学研災 NAVI」より様式をダウンロード、メールにて協会宛(mutual-pr@jees.or.jp)に提出。

※ 「学研災の付帯総合保険等の導入手続」ページ(https://www.jees.or.jp/gakkensai/futai_hoken.htm)より、「付帯学総 取扱登録票」をダウンロードしてください。

※ 登録窓は付帯学総およびインバウンド付帯学総兼用です。登録窓のご提出は初回のみで結構です。

✓ STEP2: 募集内容の決定

取扱代理店または東京海上日動から学校へ連絡いたします。募集内容は、取扱代理店と打ち合わせのうえ、学校ごとに決定します。

✓ STEP3: 各学校専用の募集パンフレットを作成・納品・募集開始

学校ごとに募集内容・印刷物等作成するため、取扱登録票の提出から募集開始まで数か月かかるごとにご留意ください。以下は令和7年12月にパンフレットを納品する場合のスケジュール例になります。

スケジュール	項目	担当
令和 7 年 9 月まで	パンフレット校正・準備	印刷会社／取扱代理店／東京海上日動
令和 7 年 11 月	Web 加入方式エントリー*・システム準備 (* 新規・更新とも必要)	取扱代理店／東京海上日動
令和 7 年 12 月	パンフレット納品(加入手続きが可能になる)	印刷会社
令和 8 年 4 月	保険適用開始	取扱代理店／東京海上日動

【募集用パンフレットについて】

- 右の付帯学総のパンフレットひな形をご用意しております。
 - パンフレットタイトルの右の空白欄には校舎のお写真や校章などの画像を配置する事が可能で、学校ごとにオリジナリティあるパンフレットを作成することができます。
 - 昨今の郵送費用の値上がり等を踏まえ、パンフレットの軽量化を希望される場合は、紙質の変更にも対応可能です。東京海上日動担当課支社や取扱代理店までご相談ください。
 - 入学時にパンフレットを保護者様宛に配布いただくことが、最も重要な案内・告知となりますので、各学校においてはご協力のほどよろしくお願ひいたします。



【加入方式と保険料入金方法】

学生・保護者が直接本協会に保険料納付する方法を採用する場合、スマートフォン等で利用可能な Web 加入「サイちゃんの学生保険サイト」によるコンビニ払い方式を原則とします。学研災本体と同様に学校等で取りまとめてご入金いただく場合、「郵便振込」及び「電信払込」が選択できます。電信払込では銀行の ATM やインターネットバンキングからの振込が可能です。いずれの場合も送金手数料は加入者にてご負担いただいております。

加入方式により以下の入金方法が選択可能

	加入方式	入金方法
【A 方式】 任意個別加入方式	Web 加入方式(原則) 個々の学生がスマートフォン等を用いて、「サイちゃんの学生保険サイト」から個別に加入手続き・保険料の支払いをしていただきます。	<u>コンビニ払い</u>
	専用の「郵便払込取扱票」による加入方式 個々の学生が郵便局で加入手続き・保険料の支払いをしていただきます。 ※保険料とシステム利用料の合計が 30 万円を超える募集プランがある場合など Web 加入方式が利用できない場合の加入方式	郵便振込
【B 方式】 全員加入方式	学生全員を加入対象として、学校が保険料を一括入金する方法です。 加入漏れがなく、加入データを一括送信できるため利便性が高いことが特徴です。	郵便振込 または <u>電信払込</u>
【C 方式】 加入希望者のみ 一括加入方式	任意の加入希望者を対象として、学校が保険料を一括入金することで、学生の加入手続きの負担を解消するための方式です。学生は学校へ簡易的な一括加入依頼書を提出します。	

【Web 加入サイト「サイちゃんの学生保険サイト」について】

A 方式(Web 加入)でご利用いただく「サイちゃんの学生保険サイト」は、スマートフォン・タブレット・PC から付帯学総の申込ができるサイトです。パンフレット・Web 加入用チラシなどに掲載の QR コードより Web 加入サイトにアクセスし、下記の流れで登録します。

①事前登録

大学名: 東京海上日動大学

入学・在籍の確認: 学生(被保険者)が上記で表示された通り登録する、もしくは

学研への加入: 加入済み・予定

★他の保険契約: なし

保険会社:

②必要事項の入力

大学名: 東京海上日動大学

入学・在籍の確認: 学生(被保険者)が上記で表示された通り登録する、もしくは

学研への加入: 加入済み・予定

★他の保険契約: なし

保険会社:

③コンビニ払の登録

ご購入金額: 100円

コンビニエンスストア選択:

- セブン-イレブン
- ファミリーマート
- ローソン
- ミニストップ
- セイコーマート
- サークルKサンクス
- デイリーヤマザキ

① Web 加入サイトの仕様について

サービス名称	サイちゃんの学生保険サイト
導入コスト	学校の負担はありません
利用ユーザー	加入者(学生及びその保護者)
アクセス方法	学校ごとの QR コード読み取りまたは URL 入力

アクセス媒体	PC、スマートフォン、タブレット端末
稼働時間	8:00～22:00(休日含む。ただし、年末年始は非稼働)
搭載機能	加入機能のみ(加入手続完了後の保険内容参照機能はありません)
払込方法	<u>コンビニ払いのみ</u> (セブンイレブン、ローソン/ロッピ-, ファミリーマート/ファミポート、セイコーマート/クラブステーション、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーストア)
システム利用料	決済時に350円程度(保険料により異なる。加入者負担)
多言語対応	インバウンド付帯学総では日本語・英語の切替可能
募集タイプ数	最大6タイプまで表示可能
その他	メールによる各種通知機能あり(事前登録、加入依頼受付完了、保険料払込督促、加入取消連絡)

② 機能お試し用 QR コード

QRコードから接続の上、ご参照ください。



【事故発生時の取扱】

付帯学総の「事故報告書」や「保険金請求書」は、原則として学生が取扱代理店から直接取り寄せていただきます。学生が学校の学生支援課等に直接相談する場合も想定されるので、その場合は、取扱代理店の連絡先をお伝えください。

インバウンド付帯学総は、取扱代理店を通さず、下記 URL より「事故報告書」をダウンロードし、東京海上日動宛にメール送付させるようご指導ください。

インバウンド付帯学総事故報告書掲載 URL:<https://www.jees.or.jp/gakkennsai/inbound.htm>
インバウンド付帯学総事故報告専用アドレス:insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

なお、学研災と付帯学総の双方が保険金支払対象となる場合、学校において学研災加入と事故の証明をお願いします。

<ご参考:事故発生時に取扱代理店へ報告する内容や期限の目安>

①死亡・後遺障害、治療費用、救援者費用、学業費用、育英費用、賠償責任

・報告内容:事故発生の状況、けが・病気等の程度(けがで死亡した場合を含む)、その他の概況

・期限の目安:けがをした日からその日を含めて30日以内

②生活用動産、借家人賠償

・報告内容:事故発生の日時・場所、損害状況、損害の程度等

・期限の目安:損害が発生したら遅滞なく

③感染予防費用

・報告内容:事故発生の状況、感染症予防措置の内容および経過等の詳細

・期限の目安:事故の日からその日を含めて30日以内

【示談交渉について】

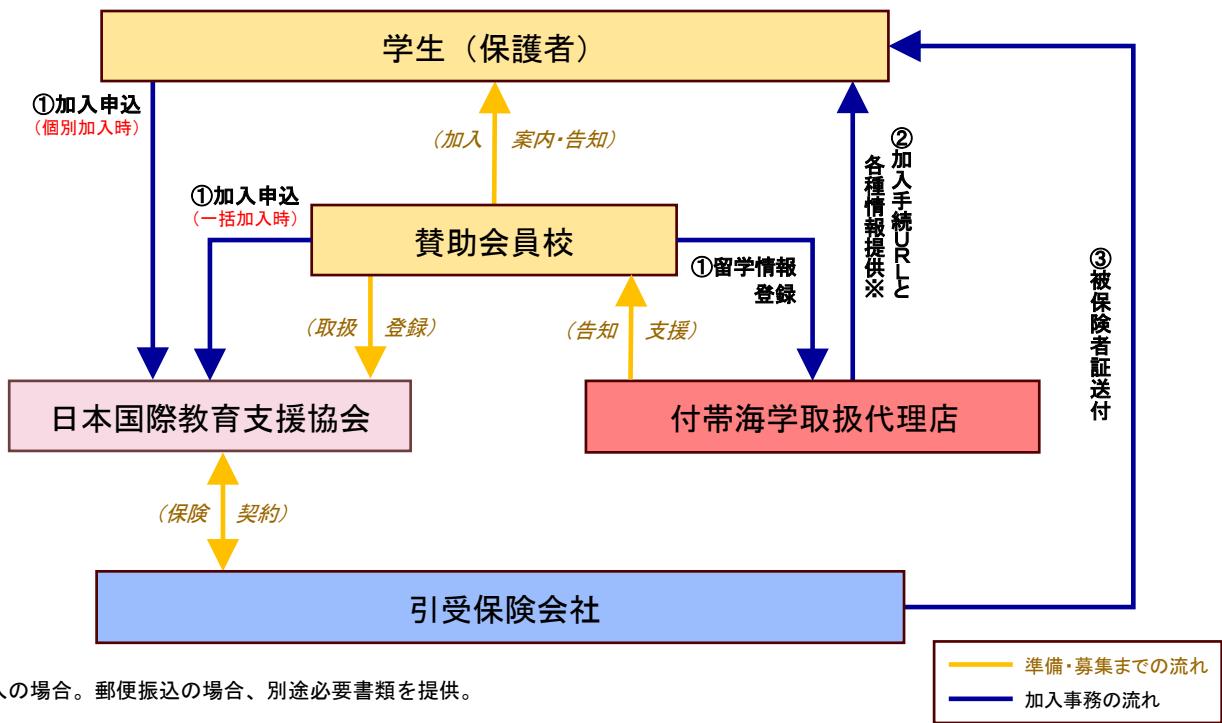
個人賠償責任補償特約には賠償事故解決に関する特約が自動セットされ、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除く)に限り、示談交渉は、原則として東京海上日動が行います。ただし、以下の場合示談交渉ができないため、ご注意ください。

- ① 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
- ② 補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合 等

各付帯保険の事務手続きについて

付帯海学

3. 学研災付帯の各保険について



【事務の流れと役割】

賛助会員校

- 事前に本協会あてに付帯海学の取扱の登録(初回のみ)
- 渡航する学生に対して制度の案内・告知

留学集中時期に円滑な契約手続きができるよう、取扱代理店による学内の説明会へのご協力が可能です。
留学情報等お知らせの上ご相談ください。
- 加入対象留学生の情報登録。一括加入の場合、加入申込手続き(①)
- 手続き完了後、加入状況管理を行う

本協会

- 保険契約者として引受保険会社と保険契約等を取交
- 学生からの加入申込受付と保険料を集金(①)

付帯海学取扱代理店

- 学校・学生への本制度の説明、学校から連携された学生情報を付帯海学 WEB システムへ事前登録を行い、学生宛に手続き案内メールを配信(②)
- 学生(保護者)や学校からの照会に応答・対応。

学生(保護者)

- 個別加入の場合、付帯海学 WEB システムで保険加入手続(①)
- 「被保険者証(保険証券)」を受領し、留学に必ず携行(不携行の場合、付帯サービスが受けられなくなります)

引受保険会社

- 加入手続き完了後、学生へ「被保険者証(保険証券)」を送付(③)

【制度導入・加入までのながれ】

✓ STEP1：本協会に取扱登録

本協会の HP「学研災 NAVI」より様式をダウンロード、メールで本協会宛(mutual-pr@jees.or.jp)に提出。

※「学研災の付帯総合保険等の導入手続」ページ(https://www.jees.or.jp/gakkensai/futai_hoken.htm)

より、「付帯海学 取扱登録票」をダウンロードしてください。

※登録票のご提出は初回のみで結構です。

<取扱代理店の選定・パンフレット等新規作成の場合の取扱登録のご提出の目途>

加入させたい留学の開始時期	取扱登録の締切
令和 8 年 6 月以降	令和 8 年 3 月末
令和 7 年 12 月以降	令和 7 年 10 月末

✓ STEP2：対象とする留学の範囲や補償内容、学生の加入手続き方式を確定

✓ STEP3：学生への説明・加入手続き開始

【加入方式と保険料入金方法】

学生(保護者)が直接本協会に保険料納付する方法を採用する場合、スマートフォン等で利用可能な Web 加入「サイちゃんの海外保険サイト」によるクレジットカード決済方式を原則とします。学研災本体と同様に学校等で取りまとめてご入金いただく場合、「郵便振込」「電信払込」「学校用付帯海学 WEB システム」が選択できます。郵便振込送金以外では銀行の ATM やインターネットバンキングからの振込が可能です。いずれの場合も送金手数料は加入者にてご負担いただいております。

- ※ 「サイちゃんの海外保険サイト」及び「学校用付帯海学 WEB システム」をご利用で INTAC 社の海外留学生トータルサポートサービス(TSS)を同時にご利用の場合、一括で決済可能です。
- ※ 「学校用付帯海学 WEB システム」経由でお手続きされる場合は、請求書上に振込名義人を指定させていただいております。取扱代理店から送付される請求書上に「数字 8 衔+大学名カナ」の振込名義人指定が記載されている場合は、必ず記載の振込名義人に保険料をお振込み下さい。なお、お振込みが完了されたら、取扱代理店へ入金日のご連絡をお願いいたします。
- ※ 取扱代理店より、払込取扱票にてご案内された場合は、郵便振込いただきます。

【事故発生時の取り扱い】

学生から事故報告の方法についてお問い合わせがあつた場合、国内であれば、受付専用フリーダイヤル(0120-789-133)宛に事故報告をするようご案内ください。

なお、国外においては、LINE 通話(<https://www.intac-net.co.jp/line/tm/#1>)、または「海外旅行あんしんガイドブック」記載の各国連絡先をご利用ください。

付帯海学採用校のご担当者様へのお願い

- ◆ 本制度について学生への告知・加入の指導をお願いします。
- ◆ 被保険者証の発行に必要となる留学情報（氏名、留学期間、留学先国名等がわかるリスト等）について、取扱代理店への事前提供にご協力ををお願いします。
- ◆ 学生へ加入手続きを案内できる説明会等の開催（手続き方法の説明・チラシ等の手交）をお願いします。
- ◆ 学校にてお取りまとめのうえ加入手続きされる場合、払込みが完了した学生への「被保険者証」の手交をお願いします。なお、Web 加入の場合は、「被保険者証」は学生のメールアドレス宛に自動配信されるため、学校職員の皆さまからの手交は不要です。また、被保険者証のメール配信先として学校のメールアドレスも CC 設定可能であり、学生に配信された被保険者証を管理できます。

【付帯保険 Q&A】

＜付帯学総・インバウンド付帯学総の学校事務関連＞

Q1. 取扱代理店がない場合はどうすればよいのですか？

引受保険会社からの紹介が可能です。引受幹事保険会社・東京海上日動にご相談いただければ、取扱代理店（学校の最寄りの代理店など）を紹介させていただくことが可能です。※国立大学の場合は、取扱代理店が指定されています。

Q2. 学研災未加入者がいた場合はどうすればよいのですか？

速やかに学研災に加入するよう手続きをお願いいたします。

なお、引受保険会社に学生から直接連絡・照会いただいた場合も、学生は従来どおり学校宛に学研災の加入手続きを実施する事となります。よって、学研災未加入者の確実な加入確認については、引受保険会社と学校間にて個別に連携させていただきながら、進めていくこととなります。

＜付帯学総・インバウンド付帯学総の加入手続き関連＞

Q3. 付帯学総・インバウンド付帯学総は「学研災の加入」が条件となっていますが、付帯学総だけの加入はどうしてできないのでしょうか？

付帯学総・インバウンド付帯学総は、学研災とセットで加入することによって、学研災の「安い保険料で幅広い補償が受けられる」という特長を活かし、制度の基本である学生生活にとって最も重要な教育研究活動中の補償について万全にする設計としており、単独での加入はできない仕組みになっています。

なお、学研災は、学生の教育研究活動中のけがを補償する標準的な保険として、旧・文部省の調査研究委員会の答申に基づいて作られた補償制度であり、学校で全員加入することが推奨されています。まずは学研災にご加入の上、これを補完する位置づけとして、付帯学総・インバウンド付帯学総への加入をご検討・ご案内ください。

Q4. 大学院に進学する前提で、保険期間6年間の付帯学総に加入することは可能でしょうか？

できません。まずは4年間でご加入いただき、実際に大学院に進学する段階で改めて2年間ご加入いただくこととなります。

Q5. 付帯学総・インバウンド付帯学総の補償開始はいつからでしょうか？

付帯学総は原則、3月31日以前にお申込手続きをされる場合には、補償開始は4月1日からとなります(5月1日始期開始の学校の場合、補償開始は5月1日からとなります)。4月1日以降にお申込手続きをされる場合には、補償開始は4月1日ではなく、保険料を振り込まれた日の翌日からとなります。インバウンド付帯学総は原則、保険料を振り込まれた翌日からとなります。詳しくは取扱代理店にお問い合わせください。

Q6. 申込期限を「3月31日まで」とした場合、それ以降は一切加入することはできないのでしょうか？

申込期限を過ぎても加入できます。ただし、郵便局でのお振込手続きが4月1日以降になりますと、補償開始日は4月1日からではなく、お振込いただいた翌日からとなりますのでご注意ください。また、お振込手続きが4月30日以降になりますと保険料がパンフレットに記載された金額とは異なりますので、その際は取扱代理店にお問い合わせください。

Q7. 在校生の加入方法はどのようなものですか？

卒業予定年次末までの期間を一括してご加入いただくこととなります。お申込手続きや保険料に関しては、学生が個別に取扱代理店までお問い合わせいただくこととなります。

Q8. 取扱代理店・引受保険会社の指定はできるのでしょうか？

付帯学総は、学研災本体と同様に認可を取得している東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、損害保険ジャパン(株)、三井住友海上火災保険(株)の4社の共同引受保険となります。代理店等の取り扱いは学校により以下の通りとなります。

【国立大学・高等専門学校の賛助会員校について】

東京海上日動火災保険(株)を幹事とし、本協会指定代理店の取り扱いとなります。

【公立・私立大学、短大、高等専門学校の賛助会員校について】

東京海上日動火災保険(株)を幹事とし、学校でのお取引関係等によりご希望の取扱代理店での取り扱い調整が可能ですが(複数の保険会社・代理店の取り扱いも可)。

※いずれの場合も原則学校単位で指定いただきます。学生個人単位での指定はできません。

Q9. 付帯学総に全員加入する場合、手続きはどうなるのでしょうか？

保険料の払込方法等に応じて加入手続き方法が異なります。個別に、引受保険会社・取扱代理店までお問い合わせください。

Q10. 付帯学総やインバウンド付帯学総に加入すると学研災も割引となるのでしょうか？

学研災の保険料に割引はありません。付帯学総・インバウンド付帯学総の保険料自体が、学研災の加入を前提に有利な設定となっているものとご理解ください。

Q11. 募集タイプは自由に設計が可能でしょうか？また2口加入は可能でしょうか？

引受保険会社・取扱代理店とお打ち合わせいただき、学校としての募集タイプを決定していただくこととなります。また、原則口数での募集は行っておりません。

Q12. 自宅外生ですが、生活用動産と借家人賠償は別途手配するので、自宅生用に加入してもいいでしょうか？

ご加入いただけます。その場合は、加入依頼書兼払込取扱票の「一人暮らし」に○をして、該当の保険料を払い込みください。

Q13. 親族名義のアパートに下宿する場合も「生活用動産、借家人賠償」に加入できるのでしょうか？

下記に該当する場合は保険対象とならないため、ご加入いただけません。

①生活用動産:ご親族がお住まいの建物に下宿する場合

②借家人賠償:建物の所有者が、学生と同じ世帯のご親族である場合

Q14. 他の保険に入っているので賠償責任保険は不要なのですが、切り離して加入できないのでしょうか？

できません。付帯学総には賠償責任保険が全件自動付帯されることとなっております。付帯学総の賠償責任保険は、主に大学生のために開発された商品であり、インターンシップ中やアルバイト中など、一般的な賠償責任保険では補償されない事故も補償する内容としています。なお、他の賠償責任保険に加入されている場合、付帯賠責または付帯学総と他の賠償責任保険の双方で補償できる事故については、双方の補償限度額の合計額まで補償限度額が引き上げられますので、より大きな賠償事故に備えていただくことが可能となります。

Q15. 救援者の補償だけ外すことはできるのでしょうか？

セットになっておりますので、取り外すことはできません。

<付帯学総・インバウンド付帯学総の補償内容関連>

Q16. 「治療費用実費」について、入院した場合、差額ベッド代等、自己負担部分はすべて対象となるのでしょうか？

公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金(いわゆる健康保険の3割分)や、入院時の食事療養標準負担額などが対象となります。所属する健康保険組合等から高額療養費や付加給付の給付があれば、差し引きます。つまり、差額ベッド代等、そもそも健康保険の対象とならない費用は、お支払の対象となりません。更に、学生が負担した額について第三者から支払われた損害賠償金、その他学生が被った損害を填補するために行われたその他の給付(互助会等の給付、指定難病助成の公費等)がある場合は、それらを差し引いた額が支払われます。重複する保険契約(医療費の実費を補償する保険契約)がある場合は、それぞれの保険契約から支払われる保険金の合計が、学生が負担した実費となるよう、それぞれの保険契約から按分して保険金が支払われます。

Q17. 「治療費用実費」について、1日に複数の病院に行ったときも、その実費は対象でしょうか？

対象となります。

Q18. 「治療費用実費」について、公的医療保険制度（国民健康保険等）に加入していない学生が、病気・けがをした場合の補償はどうなりますか？

医療保険制度(国民健康保険等)を利用の場合に限り、その自己負担部分を補償するものとなっているため、対象となりません。なお、インバウンド付帯学総の短期留学生向けタイプは、けがによる通院・入院の定額補償を付帯できます。

Q19. 「治療費用実費」について、歯痛も対象でしょうか？

虫歯、親知らず、歯肉炎、歯槽膿漏等の歯科疾病は、対象となりません。ただし、入院された場合は補償対象となります。なお、けがの治療や、けがが原因で生じた化膿の治療等、外傷性の歯科治療については対象となります。

Q20. 「治療費用実費」について、手術費用も対象でしょうか？

健康保険の対象となる手術であれば、対象となります。

Q21. 「治療費用実費」について、花粉症も対象でしょうか？

対象となります。ただし、ご加入前に既に発病(注)されていた場合は、対象となりません。また、ご加入後に発病された場合であっても、補償の対象となる期間は、最初に通院または入院された日から 60 日を経過した日の属する月の月末までとなります(ただし、6ヶ月間全く通院または入院しなかった場合は、その後の通院または入院については、新たにその初日から 60 日を経過した日の属する月の月末までが補償対象期間となります)。

(注) 医師により発病(自覚症状が現れたであろう時または自覚症状がなくても当該病気が発見された時)と診断された時をいいます。ただし、保険期間の開始時より2年(保険期間が 1 年以下の場合は1年となります)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。

Q22. 「治療費用実費」について、風邪・インフルエンザで1日病院に行っても対象でしょうか？

対象となります。

Q23. 「治療費用実費」について、診断書は必要でしょうか？

原則として、医師の診断書が必要となります。ただし、請求金額が 30 万円以下(他の傷害保険と合算して 30 万円以下であることが必要です)の場合には、請求者本人が治療状況報告書に記入し、診察券のコピー・薬袋のコピー・領収書等を貼って提出すれば、医師の診断書は不要です。

(注) 請求内容によっては、30 万円以下であっても診断書の取り付けが必要な場合があります。

Q24. 「治療費用実費」について、東洋医学(針灸・マッサージ)も対象でしょうか？

病院または診療所における医師の治療であれば対象となります。ただし、健康保険の利用が前提となります。

Q25. 「治療費用実費」について、検査費用・予防費用も対象でしょうか？

「治療」のための費用が対象であり、発症前の検査や予防費用は対象なりません。

Q26. 「60 日限度」とありますか、1回の病気について60日限度なのでしょうか？ それとも1人の学生について、何の病気でも60日限度なのでしょうか？

1回の病気・けがについて、通院・入院それぞれに 60 日限度(注)となります。ただし、前回の通院または入院から 180 日以上経って、再び通院または入院する場合は、その初日から 60 日を経過した日の属する月の月末までが、新たに対象期間となります(前回の通院または入院から 180 日以上の間、その事由による通院または入院が全くなかった場合に限ります)。例えば、けがでプレートを入れる手術をして、1年後にそのプレートを外す手術をする

場合は、両方の手術とも、お支払の対象となります(ただし、ご加入後に発生したけがに限ります)。

(注)最初に通院または入院した日から60日を経過した日の属する月の月末まで。

Q27. 病気や自宅外でのけがの場合、救援者費用が対象となることですが、病気はどこで発病しても対象となるのでしょうか？

国内外どこで発病しても対象になります。

Q28. 救援者費用は、下宿でのけがも対象でしょうか？自宅の定義は何でしょうか？

救援者費用の対象となるけがは、自宅外で起きたものに限られますので、下宿内で起きたけがは対象になりません。ここでいう「自宅」は、生活の本拠となっている場所をいい、下宿生の場合は下宿先のことを指します。

Q29. 救援者費用は、なぜけがについては自宅外で起きたもののみが対象なのでしょうか？

救援者費用の補償は、外出先での急な事故を想定しており、けがは自宅外で起きたものだけが対象となります。病気については、どこで発症したのか実際に特定することが困難なため、あえて自宅外という制限は設けておりません。

Q30. 救援者費用の「各種費用」とは何でしょうか？

①航空機のファーストクラス・新幹線のグリーン車等の費用も対象でしょうか？

②遠距離のタクシーも対象でしょうか？

③一流ホテルのスイートも対象でしょうか？

各種費用とは、主に、ご親族等が学生のもとに駆けつけるためにかかった交通費と宿泊費のことを指します。交通費は、1回の事故につき、1名1往復のみで、2名分が限度となります。また、宿泊費は、1回の事故につき、1名14日間までとなっており、2名分が限度となります。いずれも、1回の事故についての合計額が、パンフレットに記載された保険金額の範囲内であれば、それぞれ個別の費用ごとの限度額はありませんが、社会通念に照らして妥当な内容であることが条件となっています。従いまして、

① 航空機のファーストクラス・新幹線のグリーン車につきましては、他に空席がない場合など、ファーストクラス・グリーン車の利用がやむをえないと考えられる場合には対象となりますが、他に代替手段がある場合には、一般料金との差額については対象となりません。

② 遠距離タクシーにつきましては、交通が不便であるなど、他の交通手段によることが適当でないと考えられる場合には対象となります。他に代替手段がある場合には、当該手段による費用との差額については対象となりません。

③ 一流ホテルのスイートにつきましては、他に空室がない場合など、やむをえないと考えられる場合には対象となります。他に代替手段がある場合には、当該手段による費用との差額については対象となりません。

Q31. 救援者費用の「保護者」の定義は？

扶養者や親権者に限定せず、学生のために緊急に駆けつける親族またはその代理人をいいます。

Q32. 付帯学総・インバウンド付帯学総の賠償責任保険と付帯賠責との違いは何でしょうか？

付帯賠責は、主に正課中と学校行事中を補償する内容となっています。これに対して付帯学総・インバウンド付帯学総の賠償責任保険は、24時間、学生生活全般における加害事故が幅広く補償されます。特に、学生が学校の承認の外で個人的にインターンシップに参加したり、ボランティア活動をする場合に、付帯学総・インバウンド付帯学総にご加入されていると安心です。また預かり品に対する加害事故も補償の対象となります。なお、付帯賠責の補償範囲についてはスマートフォン等携帯式通信機器の損壊を含む等、受託物の範囲がより広い設定となっており、正課・学校行事中の賠償事故をより確実にカバーする観点から付帯賠責と学総を重ねて加入されることをお勧めします。詳細はパンフレット・約款等をご確認ください。

**Q33. 情報機器内のデータ損壊(個人賠償責任補償部分)について、どういう事故を想定しているのでしょうか？
例えば、アルバイト先でデータ損壊事故を起こした場合、損害額はどのように算出するのでしょうか？**

例えば、インターンシップ先でパソコン操作をしていたときに、誤ってデータを書換えたり、データを消去してしまった場合などが対象となります。仮に、アルバイト先で、パソコン内の売上データを誤って上書きしてしまったときは、元のデータを復活させるための専用ソフトの購入費などが対象となります。万一、専用ソフトでデータを復活させることができないときは、専門業者にデータ復活を依頼するための外注費用や、データを再インプットするために追加でかかった人件費などが対象となります。

Q34. 付帯学総・インバウンド付帯学総の賠償責任保険について、期間中の限度額はいくらでしょうか？

他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりした場合の限度額は、1事故につき1億円または3億円のプランがあります。また、パソコンなどの物は壊していないけれども、パソコン内のデータだけ誤って消去してしまったような事故は、1年につき500万円が限度となります。

Q35. 自宅生は、生活用動産の補償は付けられないのでしょうか？

自宅生は、生活用動産の補償は付けられません。学生の親族が居住する建物内にある生活用動産は、補償の対象外となっているためです。

Q36. 生活用動産保険金について、

① 「家財」の範囲はどこまででしょうか？持ち出し家財、自転車、スノーボード、ビデオカメラは対象になりますか？

② 盗難、置き引き、または自分で壊した場合でも対象になりますか？

① 持ち出し家財については、下宿から一時的に持ち出した家財が盗難されたり、不注意で落として壊したりしたような場合、保険金支払いの対象となります。また、自転車、スノーボード、ビデオカメラはいずれも生活用動産として保険金の支払い対象となります。ただし、以下の物は、下宿内にあるか持ち出し中であるかを問わず、対象なりません。

<対象とならない家財>

- ・預貯金証書(通帳を含みます)、手形その他有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー、商品券その他これらに準ずる物
- ・クレジットカード、ローンカードその他これらに準ずる物
- ・設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ・通貨および小切手(※)
- ・定期券および乗車券等(※)
- ・貴金属、宝石、書画・骨董、彫刻物その他これらに準ずる物(※)
- ・めがね、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他これらに準ずる物
- ・サーフボード、ウインドサーフィン、パラセール、アクアラングその他これらに準ずる物
- ・船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- ・移動電話等の携帯式通信機器、ラジコン模型
- ・動物、植物

※住宅内の場合のみ補償対象となります。

また、事故の種類により、以下の金額は自己負担となり、これらの金額を超えた事故だけがお支払の対象となります(お支払額は、これらの金額を超えた部分のみとなります)。

<自己負担額(免責金額)>

- ・盜難事故、火災・落雷・破裂・爆発事故、左記以外の事故：一律 5,000 円

② 盗難、置き引き、または自分で壊した場合については、下記のとおりです。

- A 盗難…対象になります。
- B 置き引き…足元に置いておいた荷物が誰かに取られたなど、盗難とみなされる場合は対象になります。ただし、置き忘れ後に生じた盗難については、免責事項の「置き忘れ・紛失」に該当し、対象外となります。
- C 自分で故意に壊した場合…対象外になります。

Q37. 今は自宅生ですが、途中で下宿する場合はどうなるのでしょうか？

生活用動産と借家人賠償を、中途付帯することが可能ですが(学校が生活用動産と借家人賠償を募集するタイプを設定していることが前提)。保険料は、中途付帯される時期によって異なりますので、ご予定が決まりましたら、改めて取扱代理店までお問い合わせください。

Q38. 借家人賠償は、退室時に敷金から差し引かれる事由も対象となり得るでしょうか？

借家人賠償は、学生に過失があって、お部屋を傷つけたり汚してしまったりした場合が対象となります。敷金清算時の請求は、個別のご契約内容にもありますが、必ずしも学生の過失が前提となっているとは限らないため、全てを賄えるとは限りません。請求を受けた場合、賃貸借契約書上の条件をご確認いただき、過失によるものであれば保険金請求可能です。清算内容が不明な場合賃借人または不動産業者にお問い合わせください。

Q39. 育英費用について、保護者の収入が自己破産、自営業の倒産、リストラ等の場合は補償対象となりますか？

育英費用は、学生の扶養者が、けがで死亡または常時介護を要する重度の後遺障害になり学生を扶養できなくなった場合に保険金をお支払いするものです。倒産、リストラ等経済状況の変化の場合はお支払の対象外です。

Q40. 学資費用について、入学金や納付が義務付けられている寄付金も対象となりますか？

学資費用とは授業料等の学校に納付する費用で在学期間に毎年必要な費用を指します。入学金や納付が義務付けられている寄付金等は対象となりません。

Q41. 付帯学総・インバウンド付帯学総の加入者が交通事故にあった場合の治療費補償はどうなるのですか？

交通事故により、相手方等から治療費用の損害賠償があった場合は、その損害賠償金を被保険者(学生)が負担した一部負担金の額から差し引くものとします。更に、その他、学生が被った損害を填補するために行われたその他の給付がある場合は、それらを差し引いた額が支払われます。万一、重複する保険契約(医療費の実費を補償する保険契約)がある場合は、それぞれの保険契約から支払われる保険金の合計が、学生が負担した実費となるよう、それぞれの保険契約から按分して保険金が支払われます。

Q42. 学生が休学・留年した場合、契約はどうなるのでしょうか？

休学した場合であっても、学校に在籍している間、契約は満期まで有効です。留年した場合、在学途中で保険契約が満期を迎えることとなりますので再度、ご契約を締結していただくこととなります。学研災の本体の継続加入手続きも併せて確実に願います。

Q43. 加入証明書は発行されますか？

付帯学総・インバウンド付帯学総の加入学生には、手続き完了後、引受保険会社が加入者証を発行しますのでご活用ください。

<インバウンド付帯学総の固有事項>

Q44. 一般的付帯学総とインバウンド付帯学総の事務上の違いは何ですか？

基本的な加入実務の流れは同じですが、以下の点が異なります。

① 保険期間

付帯学総は年単位の保険期間ですが、インバウンド付帯学総は月単位で保険期間が設定できます。

② 広報物

「英語・中国語・韓国語・ベトナム語」の募集パンフレットをご用意しております。

③ 事故が起こった時の連絡方法

留学生から、日本語または英語でメールでの事故報告をいただき、保険会社からもメールでの対応にて手続きさせていただきます。

Q45. 留学ビザの取得有無は、加入可否に影響しますか。

ビザの取得有無や種別については、加入可否に影響しません。なお健康保険の加入有無によって加入いただけない補償タイプがありますのでご注意ください。

<付帯海学関連>

Q46. 加入後に受け取る書類のうち、留学に行く際に持参すべき書類はありますか？

被保険者証を必ず印刷の上、持参してください。

Q47. 付帯海学の対象となる留学の条件は何ですか？

あくまで学校が承認した留学プログラム等が対象となります（単位認定の有無は問いません）。私的留学を対象プログラムとしている場合は、引受保険会社・取扱代理店にご相談ください。

Q48. 持病のぜんそくの発作が、留学先で突然起き、現地の病院で治療した。発作の原因が、ぜんそくにある場合には、支払いの対象になりますか？（保険期間 7 日間のセットプランに加入のケース）

支払いの対象となります。保険期間 31 日までのプランに全件「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているため、持病がもとで、現地で治療を受けた際の治療費・救援費は支払対象となります。

Q49. レンタル会社から借りた携帯電話を壊してしまいました。レンタル会社への損害賠償金は、保険金支払いの対象になりますか？

保険金支払いの対象となります。「賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害」については補償対象となります。

Q50. 携行品損害の対象とならない「身の回り品」とは、具体的にどんなものですか？

保険の対象は、被保険者が留学中に携行する被保険者の所有の身の回り品に限ります。業務の為携行する商品見本、現金・クレジットカード、コンタクトレンズ、定期券等は補償の対象外となります（パスポート等は対象となります）。

Q51. 航空機を降りる際、うっかりして、持っているカメラを置き忘れたので、すぐに引き返したがすでに無くなっていた。この様な置き忘れは保険金支払いの対象になりますか？

荷物の紛失や置き忘れには、保険金支払いの対象なりません（置き忘れ、または紛失後の盗難を含みます）。

Q52. 海外留学中、食中毒にかかりました。その治療実費は保険金支払いの対象になりますか？

対象となります。傷害治療費用で支払われます（有毒物質を偶然かつ一時に摂取した結果生ずる中毒症状も含まれます）。なお、継続的に吸入、吸収、摂取した結果生ずる中毒症状については「疾病治療費用担保特約」でお支払いします。

Q53. 留学中、突然歯が痛み出たので、ホテルに紹介された歯医者で治療をうけました。この治療に要した費用は保険金支払いの対象になりますか？

歯科治療担保特約を付帯している場合対象となります。条件等は p26 の保険料表をご覧ください。

Q54. 地震・津波等の天災によるけが・疾病は補償の対象になりますか？

補償の対象となります。

Q55. テロなどの被害にあった場合、補償の対象になりますか？

保険会社がテロと判断した場合、補償対象となります。

Q56. 現地で治療をうけなくとも、留学中の疾病が原因なら保険金支払いの対象になりますか？

次の(1)、(2)のいずれかに該当した場合は、支払いの対象となります。

(1) 次に掲げる疾病的いざれかを直接の原因として責任期間終了後 72 時間を経過するまで（※）に治療を開始した場合。ただし、その疾病的原因が責任期間中に発生したものに限ります。

ア. 責任期間中に発病した疾病

イ. 疾病の原因が責任期間中に発生したものでかつ責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病。

※以下(2)に掲げる疾病については責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日を経過するまでとします。

(2) 責任期間中に感染した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条に規定する次のいざれかの感染症（※）

（ア）一類感染症 （イ）二類感染症 （ウ）三類感染症 （エ）四類感染症

※被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。

Q57. 留学先で受診する場合は、治療費の負担はどうなりますか？

東京海上日動の提携病院に保険証券、保険契約証または被保険者証のいざれかをお持ちいただき、受診してください（医療機関によっては、パスポートの提示を求められることがあります）。治療費の請求はされずに、キャッシュレスで治療受けることができます。

Q58. 留学日程が延長した場合や留学がキャンセルとなった場合等、留学内容に変更が生じた場合はどのようにすれば良いでしょうか？

契約内容を変更する必要があるため、詳細については、引受保険会社・取扱代理店までお問い合わせください。なお、場合によっては追加保険料をお振込みいただく必要があります。

Q59. 付保証明書が必要な場合はどうすればよいですか？

付保証明書の発行については引受保険会社・取扱代理店までお問い合わせください。



確認して
ください

今後の改定・変更について(まとめ)

① 令和8年度の保険料について

- ✓ 学研災と付帯賠責の改定はありません。
- ✓ 付帯学総、インバウンド付帯学総の改定はありません。
- ✓ 令和8年6月始期以降の付帯海学については決定次第お知らせします。

② 令和8年度からの補償内容について

- ✓ 学研災・通学特約における「勤務先」と大学間の往復中の事故の補償について、社会人入試で入学の学生のみに対する限定を解除する旨約款が改定されます。(令和8年4月加入者から適用)
- ✓ 付帯賠責の補償内容に変更はありません。
- ✓ 付帯学総、インバウンド付帯学総の補償内容に変更はありません。
- ✓ 付帯海学の補償内容に変更はありません。

③【学研災】SkettBook(学研災アプリ)ダウンロード版アプリのWebアプリへの統合

- ✓ 現行のAppStore、GooglePlayでのダウンロード版アプリの提供を終了し、LINE公式アカウントと共にWebアプリによる事故通知等受付・加入者のしおり提供サービスに切り替わります。現行アプリは令和7年12月末に提供終了を予定していますが、利用者には令和8年1月以降Webアプリのリンクが表示され、こちらから引き続きサービスを利用できます。
- ✓ LINE公式アカウントからの現行サービスは、「事故通知」だけでなく「保険金請求」まで対応できるよう令和8年1月に機能更新のうえ、引き続き提供されます。
- ✓ SkettBook利用に必要なQRコード等が記載され、学研災加入者カードとセットになったSkettBook案内用チラシを提供します。

メモ





メモ



<お問合せ先>

学研災・付帯賠責	<p>【学校担当者向け】</p> <p>① 加入・異動の手続き (公財)日本国際教育支援協会 学生支援部 学生保険課 〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29 03-5454-5275/mutual-pr@jees.or.jp</p>	<p>【学生向け】</p> <p>② 加入・異動の手続き 学生が在籍する学校の担当窓口(学生課、学生支援課、保健センター等)</p>
	【共通】	
	<p>③ 発生した事故の対応ご相談、保険金請求の手続き方法や進捗に関すること 東京海上日動火災保険(株) ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート室 傷害保険サポート第三チーム(学校保険コーナー) 〒105-8551 東京都港区西新橋 3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビルディング 共通:0120-868-066 学研災(傷害)専用:03-6632-0737 / 付帯賠責専用:03-6632-0739</p>	
	<p>④ 活動内容による補償の適用有無、SkettBook(アプリ・LINE)に関すること 東京海上日動火災保険(株) 公務第二部 文教公務室 0120-587-050</p>	
付帯学総・インバウンド付帯学総	<p>【学校担当者向け】</p> <p>⑤ 取扱登録票提出先 ①と同じ(日本国際教育支援協会)</p>	<p>【学生向け】</p> <p>⑥ 事故の際のご連絡先 付帯学総は、各学校の取扱代理店まで。 インバウンド付帯学総は、 https://www.jees.or.jp/gakkensai/jiko.htm からフォームをダウンロード、以下宛送信。 insclaim.futaigakuso@tmnf.jp(英語対応可)</p>
	【共通】	
	<p>⑦ 加入、事故の際のご連絡先 各学校の取扱代理店までお問合せください。(不明な場合は④東京海上日動公務第二部まで)</p>	
付帯海学	<p>【学校担当者向け】</p> <p>⑧ 取扱登録票提出先 ①と同じ(日本国際教育支援協会)</p>	<p>【学生向け】</p> <p>⑨ 海外留学中の事故等連絡先 東京海上日動海外総合サポートデスク 03-6758-2460(通話料有料) ・主要国に別途フリーダイヤルが設置されており、各国電話番号は「海外旅行あんしんガイドブック」に掲載しています。 ・以下の LINE 通話が利用可能(無料) https://www.intac-net.co.jp/line/tm/#1</p>
	【共通】	
	<p>⑩ 帰国後・日本国内での事故等連絡先 東京海上日動 海外旅行保険事故受付 0120-789-133</p>	
	【共通】	
	<p>⑪ 加入に関するお問合せ 各学校の取扱代理店までお問合せください。(不明な場合は④東京海上日動公務第二部まで)</p>	